令和6年第1回

高森町議会3月定例会会議録

令和6年3月6日開会 令和6年3月15日閉会

高森町議会

3月6日(水) (第1日)

令和6年第1回高森町議会定例会(第1号)

令和6年3月6日 午前10時00分開会 於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会 (開議) 宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

9番 本田 生一君

10番 佐伯 金也君

日程第 2 会期の決定

(1)会期(10日間)

自 令和6年3月6日

至 令和6年3月15日

(2) 会期及び審議の予定

| 月日 | 会議の種類 | 備考 |
|-----------|-------|------------|
| 3月6日(水) | 本会議 | 議案審議 |
| 3月12日 (火) | 本会議 | 一般質問 |
| 3月13日(水) | 休会 | 総務文教常任委員会 |
| | | 産業厚生常任委員会 |
| 3月14日 (木) | " | 議会広報特別委員会 |
| | | 水資源対策特別委員会 |
| | | 議会運営委員会 |
| 3月15日(金) | 本会議 | 委員長報告・採決 |

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 同意第 1 号 高森町固定資産評価審査員会委員の選任について

日程第 5 同意第 2 号 高森町固定資産評価審査員会委員の選任について

日程第 6 議案第 4 号 高森町交流センターの指定管理者の指定について

日程第 7 議案第 5 号 高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定について

| H 1H 65 0 | | 古本时即厅花址文 D. 加工 H. a. k. c. k. |
|-----------|---------|---|
| 日程第 8 | 議案第 6 号 | 高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定について |
| 日程第 9 | 議案第 7 号 | 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数 |
| | | の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更に |
| | | ついて |
| 日程第10 | 議案第 8 号 | 工事請負契約の変更について |
| 日程第11 | 議案第 9 号 | ふるさと応援事業償還基金設置条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第10号 | 高森町次世代定住促進奨学資金貸付条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第11号 | 熊本県立高森高等学校魅力化推進基金設置条例の一部改正 |
| | | について |
| 日程第14 | 議案第12号 | 高森町民体育館条例を廃止する等の条例について |
| 日程第15 | 議案第13号 | 高森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 |
| | | の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第14号 | 高森町手数料条例の一部改正について |
| 日程第17 | 議案第15号 | 高森町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第18 | 議案第16号 | 高森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運 |
| | | 営に関する基準を定める条例等の一部改正について |
| 日程第19 | 議案第17号 | 高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 |
| | | の一部改正について |
| 日程第20 | 議案第18号 | 令和5年度高森町一般会計補正予算について |
| 日程第21 | 議案第19号 | 令和5年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について |
| 日程第22 | 議案第20号 | 令和5年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算につい |
| | | T |
| 日程第23 | 議案第21号 | 令和5年度高森町介護保険特別会計補正予算について |
| 日程第24 | 議案第22号 | 令和5年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について |
| 日程第25 | 議案第23号 | 令和5年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算につ |
| | | いて |
| 日程第26 | 議案第24号 | 令和6年度高森町一般会計予算について |
| 日程第27 | 議案第25号 | 令和6年度高森町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第28 | 議案第26号 | 令和6年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第29 | 議案第27号 | 令和6年度高森町介護保険特別会計予算について |
| 日程第30 | 議案第28号 | 令和6年度高森町簡易水道事業特別会計予算について |
| 日程第31 | 議案第29号 | 令和6年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について |
| 日程第32 | 議案第30号 | 令和6年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算 |
| | | |

について

日程第33 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

```
1番
    白石 豊和
           君
                       武田 栄喜 君
                   2番
   児玉 幸之助 君
3番
                   4番
                       佐藤
                          武文 君
   甲斐 節男
5番
           君
                   6番
                       後藤
                          巖
                              君
   牛嶋 津世志 君
                          三治 君
7番
                   8番
                       後藤
9番
   本田 生一
           君
                   10番 佐伯 金也 君
```

- 3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)
- 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(21名)

草村 大成 君 町 教 育 長 長 古庄 泰則 君 総務課長 岩下 徹 君 会計課長 今村 親助 君 税務課長 真原 友紀 君 農林政策課長 芹口 孝直 君 津留 大輔 君 健康推進課長 政策推進課長 岩下 雅広 君 住民福祉課長 石田 昌司 君 建 設 課 長 住吉 勝徳 君 教育委員会事務局長 村上 純一 君

生活環境課長兼TPC事務局長 二子石 誠 君

建設課審議員 髙崎 康誌 君 教育委員会審議員 石井 佑介 君 農林政策課課長補佐 土井谷 顕 君 税務課課長補佐 法花津 和明 君 政策推進課課長補佐 馬原 孝平 君 総務課課長補佐 植田 雄亮 君 財 政 係 長 木村 允哉 君 子ども未来係長 楠田 優香 さん 介護保険係長 代宮司 猛 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(1名) 議会事務局長 緒方 久哉 君

開会 午前10時00分

○議長(牛嶋津世志君)おはようございます。

会議に先立ちまして、町長の御挨拶をお願いいたします。町長、草村大成君。

○町長(草村大成君) おはようございます。

令和6年高森町議会第1回定例会の開会にあたり一言御挨拶を申し上げます。議員の皆さまにおかれましては、大変公私御多忙のところ、今定例会に御参集いただきお礼申し上げます。

まず、能登半島地震でございますが、2か月が過ぎております。現在、仮設住宅の建設が急ピッチで進んでおりまして、水道が特に急ピッチで進めていらっしゃいます。また、道路などのインフラの復旧に関しては、応急の処置がかなり進んでおります。また、同時に生活としては、学校の再開を行われております。かなり生活再建というところが、一応仮ですけど、進んできているというところでございますが、ニュース等で取り上げられております被害が大変大きかった地域においては、まだまだ避難所での生活が大半であり、余儀なくされているという状況であります。ですので、あらゆる支援をさらに追加でお願いしたいという要望が、熊本県町村会や熊本県市町会にも届いておるところでございます。

当町高森町といたしましては、知事が求めておりますチーム熊本の一員として、石川県輪島市での支援活動に、これまで2名の職員が参加し、無事に怪我なく、現地での任務を終えて帰ってきております。内容といたしましては、2人の職員さんも住宅被害の認定調査業務というところでございます。また、今後の予定といたしましても、この3月中にも追加の派遣で参加する予定でありまして、それ以降も4月、5月も含めて、派遣要請が輪島市から届いている状況でございます。引き続き、高森町からも支援に参加をしたいというふうに考えております。

次に、8日、明後日から熊本県知事選挙の期日前投票が始まります。投票日は3月24日でございますが、16年振りに新しい知事が誕生するということで、これまで蒲島県政で進められておりました事業等の方向性に関しても、今後の選挙の結果次第では大きく変わる可能性がありますが、新知事が、これはなられた方が掲げる政策等に注視していきたいと思っておりますし、町民の皆様もぜひ関心をもっていただいて、各候補予定者の方が掲げられている政策について、ぜひとも見て考えていただきたいというふうに思います。

また、後ほど御提案をいたします令和6年度当初予算につきましては、私といた しましては4期目の当初予算でございますが、4期目としての初めての最初の、2 年目ではあるんですけど、当初予算というこの3月議会で提案する当初予算は4期 目で最初でございますが、新たな政策や事業等もかなり細かく盛り込ませていただいておりますので、御審議をいただきたいと思うところでございます。

さて、本定例会で御提案申し上げますのは、委員の選任同意2件、指定管理者の 指定、工事請負契約の変更、条例制定などの議案14件、一般会計及び特別会計の 予算に関する議案13件を提案いたしております。御審議の上、御決定賜りますよ うお願いを申し上げまして、御挨拶といたします。

○議長(牛嶋津世志君)どうもありがとうございました。

本日の出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第1回高 森町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付しております議事 日程のとおり行います。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(牛嶋津世志君)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、本田生一君、10番、佐伯金也君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長(牛嶋津世志君)日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、2月7日に行われました議会運営委員会において、本日から3月15日までの10日間と決定しておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(牛嶋津世志君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日から15日までの1 0日間とすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長(牛嶋津世志君)日程第3、諸般の報告を議題といたします。

12月定例会後に行われました諸般の報告を各委員長からお願いいたします。 まず、議会運営委員会の報告をお願いいたします。議会運営委員長、後藤巌君。

○議会運営委員長(後藤 巌君)おはようございます。

議会運営委員会委員長報告をいたします。

まず、能登地震において被災された方々へ一刻も早い復旧とエールを送りたいと 思います。 議会運営委員会からの閉会中の委員会の報告をいたします。

2月7日午前10時より、第3・第4委員会室にて本定例会の会期日程を協議し、 3月6日から15日と決定、一般質問通告期限は2月27日午前中と決定いたしま した。

2月28日午前10時より委員会を開催、一般質問の通告書が2名の議員より提出されております。一般質問は通告順とし、4番、佐藤武文議員、3番、児玉幸之助議員とし、一般質問日は3月12日と決定しました。

また、本定例会の議案内容を審議しました。本定例会には、同意2件、議案27件が上程されております。議案番号順に、同意第1号、同意第2号は当日採決、議案第4号、第5号、第6号、第7号は当日採決、議案第8号、第9号、第10号、第11号は総務文教常任委員会へ付託、議案第12号、第13号、第14号、第15号、第16号は当日採決、議案第17号は総務文教常任委員会へ付託、議案第18号、令和5年度高森町一般会計補正予算については両委員会へ付託、議案第19号、第20号、第21号、第22号、第23号の各特別会計補正予算については産業厚生常任委員会へ付託、議案第24号、令和6年度高森町一般会計予算については産業厚生常任委員会へ付託、議案第30号は総務文教常任委員会へ付託と決定いたしました。また、陳情・請願の受付はありませんでした。

議会運営委員会からも、9月の定例会の諸般の報告にて、議会基本条例や各規則・基準を精査し、3月定例会より新基準にて行うと報告しておりましたが、全国町村議会議長会による令和6年2月8日改定の標準町村議会会議規則と照らし合わせた結果、欠席の届出、特に出産における基準など、追加項目が多数あり、新旧の対照表を作成中であり、本定例会にて新基準で対応できなかったことをお詫び申し上げます。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

- ○議長(牛嶋津世志君)次に、総務文教常任委員会の報告をお願いいたします。総務文 教常任委員長、後藤巌君。
- ○総務文教常任委員長(後藤 巌君) おはようございます。6番、後藤です。

総務文教常任委員会の諸般の報告をいたします。

まず、2月5日、6日に常任委員会研修をしております。参加者は、常任委員5 名、教育委員会事務局長を含め2名、政策推進課長を含め2名、計9名で参加をしております。

訪問先は、鹿児島県薩摩町の県立薩摩中央高校、宮崎県えびの市の県立飯野高校 の2校です。本町と同じく、県立高校があり、行政が寮を整備しているという共通 項がある市町村を選定いたしました。両自治体高校には、なぜこのような取組を行ったのか。整備計画や実情の調査、生徒たちへの支援策などの調査、寮監や食事などの運営体制、寮内でのトラブルなどの事例を中心に説明及び質疑を経て、寮の実際の見学を行いました。なお、両校は内閣府が行う地域未来留学及び地域未来留学365を申請し、採択されております。

ちなみに、高森町の近くでは、県立高千穂高校が認定を受けております。申請した理由としては、過疎化・少子化による生徒数の減少、やはりこれが一番重きに挙げられております。状況としましては、本町も似ているかといえます。

そこで、地域留学を通じ、地域の魅力を探求しながら、より広い視野に立った教育を行うということ、そしてその地域の魅力が豊かな人格の形成を狙うという目的でプログラムを作成し、採択されたという説明を受けました。当然、留学生徒を受け入れるためには、全寮制でなければならず、この両自治体は既存の施設を改修し、寮としておりました。

薩摩中央高校の寮はすぐ近くでしたが、飯野高校の寮は列車での通学もあり得る 距離に寮がありました。たまたま生徒が2名いまして、どこからと言えば、青森と 滋賀からという話があり、笑顔で挨拶もされ、楽しいよというような話もしていま した。ここは列車での通学の距離もあるところでしたが、自転車で通学はされてい ると、はきはきと答えていたのが印象的でした。

行政の担当者は、なぜ支援をしているかといえば、やはりその地域の活性化、その自治体、地域のPR、こういうものも狙って支援をしているというような報告がありました。ただ、やっぱり県立高校でもあり、政策的な支援はできるけれども、教育に関してはなかなかそこに入っていって、基本的にアドバイスをするとか、そういうところはなかなか難しいというスタンスだったと思います。

一番大事なのは、その支援ですけれども、財源の確保という話は、これは薩摩町、 えびの市の両担当者から共通の課題として出ておりました。その支援策としては、 他地域から通う生徒への通学費補助、寮費の補助、奨学金の創設、こういうものが ありました。この支援策につきましては、本定例会にて参加者でもある児玉議員が 一般質問をする予定にしておりますから、そこはまたその体験談を聞きながら答弁 をお願いしたいかと思います。

やはり両自治体においては、県立高校があることは地域における大事な財産だという思いを、説明より強く受けた次第です。そして、共通の悩みはやはり財源、これが生徒さんにとって良いと思われる施策を並べても、やはりお金がなければ何もできない。たとえ教育のため、たとえ自治体PRのためとはいえ、継続への財源確保には頭を悩ませておりました。

そのような形で質疑・応答もあり、ディスカッション、先方から高森町に対して どういう印象をもっているかという逆質問も受けましたけれども、やはりかなり高 森町の取組には両自治体、興味・関心をもっていまして、やはりマンガ学科の設立 の経緯、スキーム、そしてふるさと納税のバックなど、これは正直言えば相手から 聞かれることのほうが多かったです。

このような研修を通じ、自治体同士の交流が生まれ、各々が参考にしながら、やはりその生徒により良い環境が構築できれば、一番ベストなのではないかと思いました。

続いて、2月29日に常任委員会を開催しております。今定例会中の常任委員会がスムーズに行えるように、本定例会に上程予定の事業、そして令和5年度の事業、継続している分についてのヒアリングをしております。2月29日という月末にも関わらず、課長をはじめ、課長補佐、係の出席、丁寧に説明していただきまして、ありがとうございます。今後も委員会活動を通じ、町民の安全、福祉、防災、教育に寄与できるよう活動を続けていきますので、御理解をお願いいたします。

以上をもちまして、総務文教常任委員会の報告とします。

- 〇議長(牛嶋津世志君)次に、産業厚生常任委員会の報告をお願いいたします。産業厚生常任委員長、後藤三治君。
- **○産業厚生常任委員長(後藤三治君)** おはようございます。8番、後藤です。

産業厚生常任委員会の諸般の報告をいたします。

12月定例会終了後、閉会中の産業厚生常任委員会を2月28日、全員協議会終了後、第3・4委員会室において、委員全員出席のもと、建設課関係の町道天神月廻線の用地買収状況及び改良工事の今後の予定について、課長、審議員、担当係長出席の上、協議いたしました。

この町道の用地買収予算については、令和4年度からの繰越事業であり、早期に 用地買収を完了し、その後、本年度当初予算で改良工事を予定しておりましたが、 幾多の問題に直面し、現時点での用地買収の完了が見込めず、改良工事の着手もで きないため、今定例会において所要の調整を行うとの説明を受けました。

委員からは、この町道は町なか中心部からバイパスへの通行に必要な町道であり、近年はバイパス付近の商業施設への買い物客や、児童生徒の通学路であり、現行の幅員では安全性が担保されないことから、早急な改良を望むとの意見も出されました。執行部におかれましては、用地取得の大変さもありましょうが、私たち委員会委員もできる御支援をしてまいりたいと思っております。

以上で、産業厚生常任委員会の報告といたします。

○議長(牛嶋津世志君)次に、議会広報特別委員会の報告をお願いいたします。議会広

報特別委員長、後藤巌君。

〇議会広報特別委員長(後藤 巌君) 6番、後藤です。

閉会中の議会広報特別委員会の報告をいたします。

令和5年12月21日、令和6年1月18日、1月25日に委員会を開催をしました。

議会広報「絆」第91号は、2月6日に発送完了しております。この91号は、一般質問特集号として初めて1人1ページを使用し、より分かりやすく構成をしております。町民の皆さま方には手に取っていただき、お読みいただけたらと思います。

また、特集してほしいことなどありましたら、ぜひ議会事務局のほうまで御連絡ください。この委員会でそういう案を揉んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議会広報特別委員会の報告を終わります。

○議長(牛嶋津世志君)以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 同意第1号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長(牛嶋津世志君)日程第4、同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の 選任についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長(草村大成君)同意第1号で御提案いたしました、高森町固定資産評価審査委員 会委員の選任につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

現在、高森町固定資産評価審査委員を務めていただいております中村博光氏が、 令和6年3月31日をもって辞職されることに伴いまして、その後任委員について、 橋本和則氏を選任するものでございます。

橋本氏は、人格識見高く、固定資産評価審査委員として適任でありますが、同委員の選任については、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得る必要があることから、提案するものでございます。

御審議をいただき、御賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(牛嶋津世志君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(牛嶋津世志君)質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(牛嶋津世志君)討論なしと認めます。

これから同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。お諮りします。本件について承認することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牛嶋津世志君) 異議なしと認めます。したがって、同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

日程第5 同意第2号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長(牛嶋津世志君)日程第5、同意第2号、高森町固定資産評価審査委員会委員の 選任についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

〇町長(草村大成君) 同意第2号で御提案いたしました、高森町固定資産評価審査委員 会委員の選任につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

現在、高森町固定資産評価審査委員を務めていただいております山村俊澄氏は、 令和6年5月11日をもってその任期が満了しますが、引き続き同委員を務めてい ただきたく、選任するものでございます。

同氏は、人格識見高く、固定資産評価審査委員として適任でありますが、同委員 の選任については、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得る必 要があることから、提案するものでございます。

御審議をいただき、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

〇議長(牛嶋津世志君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(牛嶋津世志君)質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(牛嶋津世志君)討論なしと認めます。

これから同意第2号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。この採決は簡易評決といたします。お諮りします。本件について承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(牛嶋津世志君)異議なしと認めます。したがって、同意第2号、高森町固定資

産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

日程第6 議案第4号 高森町交流センターの指定管理者の指定について

○議長(牛嶋津世志君) 日程第6、議案第4号、高森町交流センターの指定管理者の指 定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。政策推進課長、岩下雅広君。

〇政策推進課長(岩下雅広君) おはようございます。

議案第4号で御提案いたしました高森町交流センターの指定管理者の指定について、御説明いたします。

本議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものでございます。

まず、指定管理者の指定を行う対象施設の名称については、高森町交流センターです。次に、指定管理者となる団体等の名称につきましては、高森町商工会会長吉良嘉人氏でございます。最後に、指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。

本議案は、高森町交流センター条例第10条第2項の規定により、高森町交流センターの管理を指定管理者に行わせる場合で、町長が特別の事情があると認めるときは指定管理の選定を行うことができるという条文に則りまして、高森町商工会を令和5年度から継続して指定管理者として選定するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(牛嶋津世志君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(牛嶋津世志君)質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(牛嶋津世志君)討論なしと認めます。

これから議案第4号、高森町交流センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第4号、高森町交流センターの指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立〕

○議長(牛嶋津世志君)全員起立です。したがって、議案第4号、高森町交流センター の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定について

○議長(牛嶋津世志君)日程第7、議案第5号、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の 指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。生活環境課長、二子石誠君。

〇生活環境課長(二子石 誠君)おはようございます。

議案第5号で提案いたしました高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、高森町奥阿蘇物産館条例第11条及び高森町奥阿蘇キャンプ場条例第11条の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合で、町長が特別の事情があると認めるときは指定管理者の選定を行うことができるという条文に則り、指定管理者を指定するものであります。

議案をご覧ください。対象施設は、高森町奥阿蘇物産館と高森町奥阿蘇キャンプ場でございます。指定管理者となる団体の名称は、有限会社甲斐商店、代表取締役、甲斐一郎氏でございます。次に、指定管理の期間といたしましては、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間です。

指定管理者を指定するには、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出するものであります。

以上、今回御提案いたしております内容につきまして御説明申し上げましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

〇議長(牛嶋津世志君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(牛嶋津世志君)質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(牛嶋津世志君)討論なしと認めます。

これから議案第5号、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第5号、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立〕

○議長(牛嶋津世志君)全員起立です。したがって、議案第5号、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定について

〇議長(牛嶋津世志君)日程第8、議案第6号、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。生活環境課長、二子石誠君。

〇生活環境課長(二子石 誠君)議案第6号で提案いたしました高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、高森町奥阿蘇特産品加工場条例第11条の規定により、施設の管理を 指定管理者に行わせる場合で、町長が特別の事情があると認めるときは指定管理者 の選定を行うことができるという条文に則り、指定管理者を指定するものでありま す。

議案をご覧ください。対象施設は、高森町奥阿蘇特産品加工場でございます。指定管理者となる団体の名称は、有限会社ヴルスト阿蘇、取締役、中村敏治氏でございます。次に、指定の期間といたしましては、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間です。

指定管理者を指定するには、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、この議案を提案するものであります。

以上、提案いたしております内容につきまして御説明申し上げましたが、御審議 いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

〇議長(牛嶋津世志君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(牛嶋津世志君)質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(牛嶋津世志君)討論なしと認めます。

これから議案第6号、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定についてを 採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第6号、高森町奥阿蘇特 産品加工場の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方は 起立願います。

「替成者起立〕

〇議長(牛嶋津世志君)全員起立です。したがって、議案第6号、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について

〇議長(牛嶋津世志君)日程第9、議案第7号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、岩下徹君。

○総務課長(岩下 徹君) おはようございます。

議案第7号で御提案いたしました熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公 共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更につきまして、 提案理由の説明を申し上げます。

本町を含む 14の市町村の共同で設置しております本審査会につきまして、新たに玉名市、南関町、和水町が加入することとなりましたことから、その 3 市町を構成市町村に加えるものと、審査会の委員を 6 人以内から 9 人以内へと変更するものでございます。

本審査会の共同設置における地方公共団体の数の増加及び規約の変更につきましては、地方自治法第252条の7第2項の規定等により、議会の議決を経る必要があることから提案するものでございます。

以上、御説明いたしましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し 上げ、提案理由の説明といたします。よろしくお願いします。

〇議長(牛嶋津世志君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(牛嶋津世志君)質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(牛嶋津世志君)討論なしと認めます。

これから議案第7号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更についてを採決いたします。 この採決は起立によって行います。議案第7号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(牛嶋津世志君)全員起立です。したがって、議案第7号、熊本広域行政不服審

査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置 規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 工事請負契約の変更について

○議長(牛嶋津世志君)日程第10、議案第8号、工事請負契約の変更についてを議題 とします。

本案について提案理由の説明を求めます。政策推進課長、岩下雅広君。

〇政策推進課長(岩下雅広君)議案第8号で御提案いたしました工事請負変更契約の締結について、御説明いたします。

令和5年第3回臨時会において、議案第49号で御提案し、御決定をいただいて おりました南阿蘇鉄道高森駅周辺整備第2期工事B工区の請負契約について、工事 の進捗に伴い、契約額を増額する必要が生じたために御提案するものでございます。 変更契約の内容は、契約金額4億8,290万円を639万9,360円増額いた しまして、契約金額を4億8,929万9,360円とするものでございます。

増額理由の主なものといたしまして、工事施工で発生した想定外の対応や、運輸 局指導を受けての対応及び再入札時に取りやめた項目を予算の範囲内で施工するた めの追加の増額でございます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げ、提案理由の御説明とさせていただきます。

- ○議長(牛嶋津世志君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。10番、佐伯金也君。
- **〇10番(佐伯金也君)** 10番、佐伯でございます。

南鉄高森駅の関連工事につきましては、当初からお話をしてありましたとおり、 冒頭は6億円台、駅舎と交流センターを合わせてという話でございました。ただ、 それから先、価格の高騰や何やら、いろいろ想定外のことが起きまして増えてきて おるわけでございます。本来は予定通りにいきたかったわけですけれども、これは 仕方ないことであったかなというふうに思います。ただ、その当時、6億円台で提 示されたときに、設計会社のほうには6億円で提示したら、10億円ぐらいにはな るね、最終的にはと。膨れてくるよねという話をしたわけですが、それにならない ようにということを常々申し上げておったわけですが、どういうわけか10億円も 超してしまうような金額になってしまうようでございます。人件費や材料代の高騰 がある。そういう中において、精一杯、業者さんも入札に参加された業者さんも、 施工に当たっている業者も一生懸命工事はされておるものだと思いますが、今回の 総額で、今回の増額によりまして、7月に開通した駅舎の金額、それと今工事して おる金額、それと外構工事、すべて含めて総額で幾らになるのかということをお聞かせ願いたいと思いますし、この639万円の増額が出ておりますけれども、この内容について、再入札の際に取りやめをして、1回目が不落だったから再入札のときに削ったやつを今回また増額するということでありますが、そういうやり方が通るのかどうか。再入札の際にはそれを削っておきながら、今度同額でまたそれを復活させるということがいいのかどうか。入札するときにはこれは要らないからという、これは削りましょうと形で削っておるんですが、それをまた復活させるというやり方がちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思います。それについて、どういうふうな流れなのかということを、もう少し詳細に御説明をお願いいたします。

- ○議長(牛嶋津世志君)政策推進課長、岩下雅広君。
- 〇政策推進課長(岩下雅広君) 10番、佐伯議員の御質問にお答えいたします。

これまでの駅周辺の整備の総額でございますけれども、今ちょっと計算いたしましたら、9億2,586万8,340円となっております。

それと、次の御質問の復活した項目のこれまでの流れということでございますけれども、これまで再入札で省いた分でございますけれども、その省いた分で工事を施工した上で、更なる単価がまた工事中にも変更しております。そこで、相殺して減った分もございます、実際。減った分もございまして、その減った分と、中には増額した分もございます。今回取りやめて、今回復活して追加する分に関しましては、芝生広場の中のベンチの雨よけ部分のステンレス底、それと民地境界のところにありますフェンスまたは生垣、それと無電柱化工事を見込みました仮設引込柱、それと防犯カメラの配線等でございます。これに交流施設の周辺の舗装部分を加えております。この舗装部分につきましては、また今後、令和5年の補正予算のほうで計上させていただいております舗装工事の一部でございまして、今回この入札残で予算が余っている部分で対応できたらということで、今回増額をさせていただいております。

以上です。

- 〇議長(牛嶋津世志君)10番、佐伯金也君。
- ○10番(佐伯金也君) 10番、佐伯です。

事業費というのが大体決まっておりましたから、その事業費の中で入札をかけて、 それからその内輪の中で入札をして落札された方が、その契約金額で工事をされて いくわけであります。

1回目は不落ということでありましたので、不調ということでございましたので、 2回目で再入札をかけたわけですね。その際に設計を若干手直しをしてされたのが、

どっちみち予算的にはまだ余裕があったから、じゃあ今回復活させようということ ですが、当時、再入札の際にこれは省くというふうに省いたやつを、あえて何で今 回また復活させなければならなかったのか。あくまでもやっぱり工事というのは入 札があくまでも基本であって、入札をするときの設計というのがあくまでも基本で あると。そうなってくると、再入札の際に変更した部分というのを基本として考え ていくべきであると、私は思います。それが、今回変更が生じたから、ついでにじ やあ再入札の際になくしとったものを復活させようなんて、そんななめたことをし てもらっちゃ困りますよと。私はね、いつも言っている。今までもずっと言ってい た。設計委託料もこれは家1軒建つぐらいの設計委託料でお任せをしとると。それ だけに、慎重に慎重を期して想定内で終わるような工事をしていただくことを望ん でおったわけです。想定外というのが出てくること自体がおかしい。道路を造ると きも、何をするときも一緒。想定外があってはならないから、それだけの高額の予 算をかけて設計委託をしておると。そうしたところが、想定外だったということが 出てくる。じゃあ基本設計をするときに、どのように調査をして基本設計を上げた のか。そこが抜けていたから、こういう問題が出てくるんじゃないかなと、私は思 いますよ。じゃあ舗装工事は、外構の舗装工事について変更というのは、当初5セ ンチぐらいで舗装する予定だったけれども、どうも大型バスとか車が重量がオーバ ーしてくるから、やっぱり7センチにしなくちゃダメのようですから、舗装金額が 上がりますとかね、芝生広場のベンチのあるところのステンレスなら、最初から予 定しとったことでしょう。それをまた復活させたわけです。復活させるために、要 するに設計会社もいい加減、言うちゃ何だけど、予定額、要するに予算額があるか ら予算額の内輪なら大丈夫だろうと思って安易に変更してもらっては、ちょっと当 初の説明、一番最初の説明のときからすると、ちょっと私は失礼じゃないかと、そ のように思っております。想定外が発生すること自体、私は認めようと思っており ませんので、想定内で終わる工事に戻していただけるように、そういうことでこの 流れについて、当初、再入札をするときの設計業者との協議の内容等、分かれば教 えていただきたいというふうに思います。

以上です。

- ○議長(牛嶋津世志君)政策推進課長、岩下雅広君。
- ○政策推進課長(岩下雅広君) 1 0 番、佐伯議員の御質問にお答えいたします。

申し訳ありません。先ほど、総額に関してお伝えいたしましたが、ちょっと計算違いがありまして、正確な数字をお伝えしたいと思います。正確な数字につきましては、10億269万2,237円です。これは今回増額分も含めたところで算出しております。

それと、御質問にありました、再入札の際の再設計で見直した部分につきましてでございますけれども、当時、やはりTSMC等の関係で物価も上がりまして、人件費も上がっておりまして、予算の範囲内でこの工事を進めるに当たり、再設計をいたしまして、この再入札に臨んだところです。その際に、取りあえずこの交流施設の建築のほうに関しまして、先に取り組むべき工事につきまして、優先的に計上した部分でございまして、今回追加いたします部分につきましては、後からでもできる部分を外しておりまして、今回増額で追加させていただいたところです。実際、この金額といいますのが、入札が終わってみないと、この予算残が出るということは分かりませんでしたし、実際、工事が一応今月の3月25日が工期となっております。この工期間近でないと、この増減、今発注している工事の増減というのは確定しないということで、この時期になってしまったことをお詫びいたします。

以上でございます。

〇議長(牛嶋津世志君) 10番、佐伯金也君。

〇10番(佐伯金也君) 10番、佐伯です。

いつも言っていることは、設計業者が決まって設計されて、それに基づいて予算 を付けて、予算が付いた中で変更があった場合について、施工業者については、こ れはその入札金額に基づいて材料を仕入れたり、人の人件費を払ったりということ で、その内輪の中で見積書を出して工事をされていく。工程表を作ってやっていか れるわけで、堰堤工事なんかは、もしかしたら工事中に大雨が降って、今まで使っ た分が流れて、またそれを附帯しなければならないといったときにどうするかとい う問題が生ずるわけで、こういう箱物を造る際においては、先ほどから言っている ように、材料代の高騰であったり、人件費の高騰であるというのは、もともとから 想定済みで、これは途中から。途中から想定済みで、それに基づいて工事代を嵩上 げして、入札をしてあるわけでございます。その入札をした中において、2回目の 設計で省いた分を、まだ総見込予算というのがあったから、それに合わせてじゃあ すればいいさという感覚というのが、どうも私はおかしいと。私は、以前から言っ ていたのは、変更があった場合については、工事中変更があった場合については、 これは設計業者の責任だから、設計業者が自分の設計費の中から払えと。そして、 先行分は要するに町に負担をさせるなと、設計業者が負担をするなら別に問題はあ りませんよというのが、私の理論です。むちゃくちゃみたいな話でございますが、 やっぱり皆さんたちが貴重な血税を使ってやっておる事業でありますから、やっぱ り安易に安易にやはり変更していただいて、増額をするというやり方というのは、 私は納得がいかないんじゃないかなと。今までどおりに、昔はされてよかったかも しれない。今から先は、やはりそういうところは厳しくやっていかなければならな

いと、そのように考えております。

以前に町民の皆さんたちにリーフレットが配られて、青写真が町民の皆さんたち は見られておる。旧高森駅の青い屋根のシンボルタワーがある、あれぐらいは残し てほしいなという声があった。しかしながら、設計業者の意向であれを壊して、こ れはいろんな方たちが入って、そういう話になったんでしょう。そして、もうシン ボルはなくなったと思ったら、また何か建っている。何だろうかと思ったら、これ がシンボルだと言われている。はっと、シンボルが要るんだったら、前のやつを残 しとけばよかったたいという気持ち。そして、西に沈む夕日が見たいというから、 駅のホームから夕日を見るといいます。夕日ぐらいはどこに行っても見えるんです、 高森は。それを駅のホームから見るというけれども、駅のホームから見るんだった ら、要するに南阿蘇鉄道の列車が入ってきたときに、偶然西日が沈んでいれば、そ れはそれで見れるでしょう。このシンボルタワー、見れるかなと。上に上れますか と聞けば、上にはのぼれないシンボルタワー。展望所にもならないシンボルタワー が建っている。中に、ああ筋交いでいっぱい材料ががんがん入って、そういうふう な形。やはり、アートポリス構想とか、アートポリスによる設計というのは、それ はそれなりに見るほうからすれば良いことだろうけれども、管理する側からすれば、 これは非常に重荷になってくることだと思いますよ。やはり建った後のことも考え たときに、メンテナンス、そして管理費、上下分離というものになっとるんだから、 駅は高森町が今後は管理をしていかなければならないとなったときに、10年後、 20年後にああいう複雑な建て方したやつの今度は経費はどうするのと、管理はと いう問題が出てくるんです。だからこそ、こういうふうに安易に設計業者の言うこ とばかりを聞いて増額するなんていうことは、私はいかがなものかという気持ちで おりますので、この件については総務文教常任委員会に付託をされるということで あるということでありますので、十分に御検討をしていただいて、最終日に御結論 をお聞きしたいというふうに思います。

以上です。

○議長(牛嶋津世志君) ほかに質疑はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(牛嶋津世志君)質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、高森町議会会議規則第39条第1項の規定により、総務 文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋津世志君) 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は総務文教常任 委員会に付託されました。 お諮りします。ここで、しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。 「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牛嶋津世志君) 11時10分から始めたいと思います。

-----休憩 午前11時02分 再開 午前11時10分 -----

○議長(牛嶋津世志君)休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程第11 議案第9号 ふるさと応援事業償還基金設置条例の制定について

○議長(牛嶋津世志君)日程第11、議案第9号、ふるさと応援事業償還基金設置条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、岩下徹君。

○総務課長(岩下 徹君)議案第9号で御提案いたしましたふるさと応援事業償還基金 設置条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

ふるさと応援寄附金の使い道といたしましては、寄附額から諸経費を差し引いた 残りの額を一旦ふるさと応援基金等へ積立てを行い、寄附者の意向に沿った各種事 業の財源として、現在、有効活用させていただいております。

そこで、これまでの活用方法に加え、地方債を活用して実施した事業のうち、寄附者の意向に沿った事業について、実質的な町負担分を積み立てておいた本基金から充当し、有効活用するものでございます。先ほど申しました実質的な町負担分と申しますのは、後年度の元利償還金、つまり借金の返済額のうちから、地方交付税で措置される額を除いた額をいいまして、これによりまして実質的な町負担をなくし、健全な財政運営を図ることを目的として本基金の設置を提案するものでございます。

条例を制定するには、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議 決を経る必要があることから、御提案するものでございます。

以上、御説明しましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げ、 提案理由の説明といたします。

- ○議長(牛嶋津世志君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。6番、後藤巌君。
- 〇6番(後藤 巌君)6番、後藤です。

総務課長、総務課の案件なので、また常任委員会で伺いたいと思いますが、これは12月定例会のときに基金を有効活用、利活用しようということで、若干提案さ

せてもらって、このやり方というのは実質的には減債基金みたいな流れにはなるのかなとは思うんですけれども、この基金を例えば充てる場合というのは、先に各担当課が持ってきたそのときにもう既に決定されるものなのか、後からでもその充当できるものなのかというのが1点と、あともう1点は今まで町債、いわゆる起債で借りている分の一括償還という、繰上償還、そういうものにも使える基金なのかというのをお伺いしたいと思います。

- 〇議長(牛嶋津世志君)総務課長、岩下徹君。
- ○総務課長(岩下 徹君) 6番、後藤巌議員の御質問にお答えさせていただきます。

事業の充当先といったところだと思いますが、担当課から持ってきたものの事業に充当するのかということですけれども、もちろん担当課が提案してきた内容について、寄附者の意向に沿った事業に該当するものであれば、その後年度、起債事業として事業した分の後年度の元利償還金の町負担分に充当するというところで考えておりますし、過去に行った事業についても、寄附者の意向に沿う事業であれば充当をしていきたいというふうに考えております。

それから、一括償還、繰上償還ということになるかと思いますけれども、こちらも繰上償還といいますのは、残り10年ぐらい残っているものを、まとめて償還、返してしまうということになりますけれども、そういった場合でもいずれにしても地方交付税で措置される額を除いた分の実質的な町負担分については、この基金から活用させていただきたいというところで考えております。

以上です。

- 〇議長(牛嶋津世志君) 6番、後藤巌君。
- ○6番(後藤 巌君)説明、ありがとうございました。

そのテクニカルな部分については、常任委員会でもう一度説明していただけたらと思います。ただ、その基金があるからということで、いわゆる安易な運用というのを厳に慎むよう、その審査をするのが最終的には総務課になろうかなとは思いますけれども、そこはきっちりした厳格な運用をお願いしたいと思います。

以上です。

- ○議長(牛嶋津世志君) ほかに質疑はありませんか。10番、佐伯金也君。
- 〇10番(佐伯金也君) 10番、佐伯です。

これは総務文教常任委員会で十分な審議がされると思っておりましたから、質問は準備しておりませんでしたけれども、財政の動かし方について、地方債分を後年度に償還が始まった時点で、その償還金をどうするか。その当時に地方交付税で算入されてくる過疎債、辺地債とか、建設事業債とか、そういうやつについては地方交付税の中に組み込まれてくるから、それはそれで尊重はしていくんだろうと思っ

ておりますけれども、ただやはり今、総務課長が言うように、20年スパンで返すやつを、やはりその当時、その時期に町の財政がどうなっとるか分からんから、こういうふうに目的基金をつくっておいて、設置しておいて、それで補っていって、一般の町民の皆さんたちに対する福利厚生がそがれないようにやっていくための準備であるというふうには思っております。

いろいろふるさと納税のサイトも私はあまり見たことないから、どういう目的で ふるさと納税というのを全国の方たちがされておられるのかというものの割り振り は分かっておりませんけれども、ただ、やはり政策的なところを打ち出されて、そ の政策について国民の皆さんたちが、全国民の皆さんたちが見られて、おお、高森 町にふるさと納税、応援基金をしようといってやっていただく。その政策的なとこ ろについては、町長がトップセールスで国や県あたりに行って、その事業にまた肉 付けをできるような予算を取ってこられるわけですから、なるべく少なく済むわけ で、そういったときに一般財源からでもやっぱり若干出さなければならないといっ たときに、その一般財源から出す分についてを少しでも抑えられるような形でも、 このふるさと応援事業償還基金というのが将来的に使えればいいのかなとも思いま すし、そういうことができないのであるならば、地方債を借りて、その地方債を返 済するときに一般会計の中から地方債に公債費として出すんじゃなくして、こちら の基金のほうから出していただければ、後々の地方交付税あたりの使い道について も困らないのかなというふうに思っておりますので、そのへんの審査についても十 分財政の運営について、財政係がしっかりとしておりますので、信用はしておりま すけれども、総務常任委員会等も十分な協議をされながら、この基金の運用につい てはやっていただければ結構かなと思いますので、委員会のほうで十分練っていた だきたいと思います。

以上です。

- ○議長(牛嶋津世志君)町長、草村大成君。
- ○町長(草村大成君)今、お二人の議員さんから、今回のふるさと応援事業償還基金設置条例について御質問いただきました。町民の方もお聞きになられていますので、分かりやすく説明をさせていただきたいと思います。

草村町政で、ふるさと応援寄附金及び企業版ふるさと応援寄附金及びクラウドファンディング、高齢者の方はふるさと納税に関しては文言も御存じだと思います。つまり高森の町民の皆さま以外から寄附を集めているお金です。そのお金の使い道というところは、やはり寄附をしていただいた方の意向に沿うべきだと、そして大前提として、出口は町民であって、地域と。つまり町の事業及び地域の事業にしか使えないというところです。そのもっと大前提としては、そこに寄附金を集められ

る家督力がなければ、そもそもどうにもならないというところです。

国が定める、もしくはどの自治体にもある償還基金、減債基金ですね。減債基金に関しましては、読んで字のごとく、減債していくという基金でございまして、例えばこの時代に生きている私たちの次の世代が、減債基金にふるさと応援寄附金だったりの稼いだ分を入れたとします。次の世代の人が、よく分からずに、例えば寄附された方の意向に沿わない事業、例えば道路事業、もしくはその時々のハード事業等に、後世の職員さん、もしくは議員さんが財政が悪くなったから、この減債基金があるから、これで返せと言った場合に、決してそれは寄附していただいた方、現世の寄附していただいた方の意向には沿っていない形になる。闇雲に形が変わるというのを防ぐというところも含めて、今回の分かりやすい表現で、ふるさと応援事業償還基金設置条例ということにさせていただきました。

そして、行政は分かりにくい言葉、実質的な町負担、つまり高森町の町民の方が 負担をやらなくていいような形にもっていくための基金でございます。例えば先ほ どから御質問があります南阿蘇鉄道高森駅の建設に関しましては、議員の皆さまも 御存じのように、国の補助金プラスふるさと応援寄附金と企業版ふるさと応援寄附 金とクラウドファンディング、高森町民以外の方からの御意向、南阿蘇鉄道の復 旧・復興及びグランドデザインに関して寄附をなされた方のお金を全額投資をいた しております。充てております。ですので、駅に関しても基本的には高森町の負担 分がゼロに非常に近い、もしくはゼロというところでございます。

そのように、現行で進めている政策に関しては、寄附者の意向をきちんと反映することが、今ある政策ですからできますけど、これが後年になって、私も、議員さんも、職員さんも、仮にいない場合に、そこに今寄附された方、もしくはクラウドファンディングでも応援された方の意向に沿わない事業に使われるのは、決してこれはいかがなものかというところで、分かりやすくふるさと応援寄附金の事業に充てさせていただくということでございます。

後年度、つまりこれから5年後、10年後、15年後世代の方も、多くの事業をこの高森町でやっていかなければいけない。若い職員さんたちは、今後もいろんな事業をやっていかなければいけない。そのときは過去の私たちの世代がやった事業が足かせにならない、つまりの重たくならない。足かせと重たさというのは、私は4期経験しましたけど、お金以外はありません。財源をどうするかというところです。この財源は、公務員さんでは持ってこれない。事業をしっかりやれて、そのときそのときの制度をしっかり理解して、国や県に働きかけて、先ほど佐伯議員がおっしゃったように、どれだけ多くの補助金を持って来るか、そしてその当時当時の稼げる政策、国がつくった制度に沿って、やることができる形は、やはり行政マン

以外の方のお知恵を拝借しなければ、なかなか難しい。ですので、今後、5年後、 10年後、15年後、20年後を考えたときに、次の世代の方がそのときに合った 政策を行うためにも、手前のところの部分でやった事業に関しては、寄附者、賛同 者の意向に沿った事業であるならば、国の交付税措置もいただきながら、残った分 は全部ここで積み立てておきましょうと。そして、事業名をきちんと残して、これ に充てていくための基金ですよというので、今回の基金の条例の制定の提案でござ います。ですので、このふるさと応援事業償還基金に該当する事業に関しましては、 決して後年の私たちの次の世代、また次の世代の方たちが楽するためではなくて、 その世代の方たちが頑張って地域を守っていかないといけない。その守るときに足 かせになるような、もしくは、ああ、前の事業だったんだというところ、当然、理 解はされると思います。長いスパンで例えば使っていくわけですから、何にしても ですね。ただし、その大前提が寄附をしていただいた方、賛同していただいた方の 意向に沿った形というところを、決して今後も忘れることなく、職員さんたちはそ こにきちんと充てていかれるのではないかなというふうに考えております。そうな ることによって、最終的には佐伯議員がおっしゃった、この健全な財政運営を図る というところが達成できる。健全というのは、今も健全ですけど、将来も健全じゃ ないといけない。そして、健全のところは何もやらなければ健全なんです。事業も 何もやらなくて、毎日毎日、事務だけやっておけば、まあまあ健全にいきます。そ うじゃなくて、その時代に攻めの姿勢で、今の高森にはこれが必要と、今のここの 地域にはこれが必要といったときに、やりたくても前のところを返さないといけな いというようなところを少しでもなくすために、今回の提案をさせていただきまし た。ぜひ、委員会のほうでもいろいろ御意見をいただいて、また御審議をいただけ れば幸いでございます。分かりやすく説明をさせていただきました。

以上でございます。

○議長(牛嶋津世志君) ほかに質疑はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(牛嶋津世志君)質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、高森町議会会議規則第39条第1項の規定により、総務 文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(牛嶋津世志君)異議なしと認めます。したがって、議案第9号は総務文教常任 委員会に付託されました。

日程第12 議案第10号 高森町次世代定住促進奨学資金貸付条例の制定について

○議長(牛嶋津世志君)日程第12、議案第10号、高森町次世代定住促進奨学資金貸付条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長、村上純一君。

○教育委員会事務局長(村上純一君)議案第10号で提案いたしました高森町次世代定 住促進奨学資金貸付条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

当条例制定の理由及び目的としまして、高森町に住所を有する保護者に養育される生徒または学生で、向学心に富み、学業、人物ともに優秀で、かつ将来にわたって高森町への貢献意欲が高い者に対して奨学資金を貸し付けることで、有用な人材を育成するとともに、高森町への若者の定住を図ることを目的としております。

当条例案中、第2条第3項において、進学対象の教育機関を高等学校、高等専門 学校、大学、短期大学、専門学校を含む専修学校としております。

また、第3条におきまして、奨学生の対象者につきましては、高森町民であり、 かつ滞納がないものと定め、4月の今春から教育機関への進学予定者に加え、現に 教育機関に在学する生徒についても対象とするものです。

次に、第4条において、貸付期間及び貸付金額を定めております。貸付の期間は 当該教育機関を卒業するまでの期間とし、貸付の金額は高校生が月額2万5,00 0円、高等専門学校、大学、短期大学及び専修学校については月額5万円とし、現 行の高森町奨学資金貸付条例と比べ、高校生月額1万5,000円、大学生等月額 2万5,000円を増額し、貸し付けるものです。

第5条では申請手続き、第6条において連帯保証人の規定、第7条において貸付 の休止及び廃止規定を定めております。

次に、第8条では償還期間について定めており、教育機関を卒業後10年以内の 返済義務を定めております。

また、当条例案では、奨学貸付金の返還免除規定を新たに定めております。第9条第2項において、奨学資金の対象者が教育機関を卒業した後に、貸付期間と同期間以上、高森町に住民票を有し、かつ住居して就業もしくは就職した者が、高森町の振興発展、または地域コミュニティーの維持及びその他に貢献すると認められる場合は、償還すべき奨学資金について、全額償還を免除することができることを定めております。

当町における次世代における定住を促進し、本奨学資金を通じ、教育機関での学びを終えた若者が、卒業後に高森町へ帰り、定住し、地域活性化に資するものであります。

また、同条第3項において、償還免除の決定を受けていた者が、その居住期間が 貸付期間に満たないこととなった場合における免除の対象期間を定めております。 なお、附則におきまして、これまで運用してまいりました高森町奨学資金貸付条 例の廃止規定及び経過措置を定めております。

以上、高森町次世代定住促進奨学資金貸付条例の内容を御説明申し上げましたが、 条例を制定するにあたり、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会 の議決を経る必要がございますので、御審議いただきまして、御決定賜りますよう お願いいたしまして、説明を終わります。

- ○議長(牛嶋津世志君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。10番、佐伯金也君。
- **〇10番(佐伯金也君)** 10番、佐伯でございます。

いつもいろんな文言の中で、学業優秀とかね、そういうのを聞くと、私みたいに 学生時代にいろいろと遊んでいた人間からすれば、先生からすれば優秀じゃなかっ たというふうに見てもらっていましたから、優秀という言葉がどうもね、引っかか りますよ。優秀がいるのかなと思います。やる気があれば、優秀じゃなくてもいい んじゃないかなと思いますし、私も波瀾万丈な人生を送っておりますが、学業優秀 じゃなくても、高森町の議会議員を7期もさせていただいておるということからす れば、この優秀という文言にはちょっと私はあるのかなと思います。

それと、大変喜ばしいことで、やっぱり物価高騰の中で奨学金制度をこういうふ うに変えていただくというのは、私は良いと思います。専門学校であったり、大学 に行ったりしたときに、どうしてもやはりお金が足りないといったときに、奨学金 を借りられるんですが、今度は借りて卒業した後に、それを返済するのが大変なん です。ここにあるように、本町においていろんなことで貢献をしていただくことが あれば、それはやはり免除していくというのは当然のことであると思います。です から、いつも議会の中でもあるように、高校を卒業して高森町の役場に就職してく ださいよというのを話がされておりますけれども、やっぱりそういうことができれ ば、奨学金を借りて高校へ行って、そして役場に勤めて、奨学金免除ということも 考えられると思いますし、大学に行って帰ってこられて、親と一緒に住むなり、ま た別でもいいんですが、役場に勤めていただいて、それ以外のいろんな地域のため になるような仕事に就いていただくということは、やはり奨学金を免除するのに値 すると思います。ほかの職業でも、消防団に入って活動したり、そういうことであ れば当然のことであると思いますが、これを要するに免除する際において、この9 条の2項は、どなたがそういうことを認めると。印鑑ついて、あなたは免除ですと、 この住所を有し、かつ現に居住し、就業もしくは就職した者が高森町の振興、発掘、 または地域コミュニティーの維持及びその他に貢献すると認められる場合はという、 その認めるという、その認めて印鑑つく人、あなた、はい、免除ですという免とい

うのを打つ人は、どういう方を考えておられるのかをお聞かせいただきたいと思います。

- 〇議長(牛嶋津世志君)教育委員会事務局長、村上純一君。
- ○教育委員会事務局長(村上純一君)10番、佐伯議員の御質問にお答えいたします。 まず、優秀の定義ということですけれども、やはり意欲をもって高校に進学する 大学等の機関に進学する、そういった意欲をもって次の教育機関で学ぶという生徒、 子どもたちには意欲をもって学ぶといったところでしっかり頑張っていただきたい と思っております。そういった部分で優秀といったところで御理解いただけたらと 思っております。

次に、決定者につきましてですが、すべて私も審査をしまして、町長決裁にて決 定をいただけたらというふうに思っております。

以上です。

- ○議長(牛嶋津世志君)ほかに質疑はありませんか。8番、後藤三治君。
- ○8番(後藤三治君)8番、後藤です。

附則のほうでちょっと質問をしたいと思いますが、今回の貸付条例を制定されるということで、従前の高森町奨学金貸付条例は廃止するということに附則ではなっています。私も子どもたちがこの従前の奨学資金貸付条例を活用して子育てを行ってきたところでございますが、現在、この廃止される貸付条例、どれだけの方が現在返済されているのか。この前もちょっと質問申し上げましたが、当然、今回の貸付条例は公布の日から施行されて、従前のものについては従前のとおり返済していただくということになると思うんですが、例えば昨年度、この貸付を使われて、今年からこの貸付を申請された方については、この要件によっては返還を免除すると。どうしてもやはりそういったものは期限を切らなければできないというのは分かりますが、何か去年までの方は従前の令で返還してくださいと。これからする人は金額も高くなって、場合によっては免除になりますよというのが、何となく私は理解できません。もしこういうのを現在作られるのであれば、前の分についても何らかの見直しができないかなと、私は思っております。そういった意味で、現在返還されている方がどれだけいらっしゃるのか、そういうところを検討されたのか、あわせて御回答いただければと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(牛嶋津世志君)教育委員会事務局長、村上純一君。
- ○教育委員会事務局長(村上純一君)8番、後藤三治議員の御質問にお答えいたします。 まず、1点目ですね。返済者の数につきまして、返済が10年間で今、返済をされていますので、これまでの実績を今手元に持ち合わせておりますので、令和5年度、今年度の奨学金を受けられている方が、高校生が1名、高校3年生ですので、

もう卒業されています。大学生が在学中で6名となっております。過去10年に遡りますと、延べですけど、大学生が43名、高校生が4名となっております。

次の質問の経過措置につきまして、こちらも十分検討しておりまして、現在受けられている方がいらっしゃいますが、当然まだ在学中の方もいらっしゃいますので、在学中の方にはこれから、大学生で例を言いますと2万5,000円から2万5,000円増えて5万円になりますので、やはり当然そこには免除規定は設けていますけど、奨学金は基本的には返済してくださいというスキームは書いておりませんので、これから受給者の方に増えますよ、どうされますかというところを確実に聞き取りをしたいと思います。

それで、この規定、新しい条例で受けられたい方は、一旦、3月31日までの現行のスキームで、給付の所定の手続きをしていただいて、新たなこの条例のほうで受けていただくというような措置を取りたいと思っています。しかし、これまでの条例で受けられた部分については、やはりその返済の意思をもって申請されていますので、今、議員がおっしゃったとおり、どこかで期限を設けないと、やはり過去にもう返済を終わられた方はどうなのかとか、そういったことが出てきますので、今御説明しました方法によって、今まで受けられている方は意向を確認して、新たな条例でまた申請をされるのか。その際は、これまでの条例でされた方の手続で給付の措置を決定してといった方法で進めたいと思っております。

以上です。

- 〇議長(牛嶋津世志君)8番、後藤三治君。
- ○8番 (後藤三治君) 今、現状について御答弁がありましたが、私が一番知りたかったのは、前も奨学資金貸付制度で現在償還をされて、今回の免除規定の9条の2項に該当する高森町で今頑張っておられる方がどれだけおるのかというのを本当は知りたかったんですよね。当然、前のかつては私どもの子どもたちも苦労して返したと思います。もうそれで終わった人はもうそれでいいんですが、今返す途中で高森町で頑張っておられる方がいらっしゃらないのか。もしそういう方がいらっしゃるのであれば、そう多くないと思いますよ。であれば、今回の新しい条項に則って、やはり高森町に頑張って寄与していただくのであれば、そういった方面の検討も必要じゃないかと。多分、先ほど言われた人数の中で、そう多くはないと思います。2名か3名ぐらいじゃないですかね。そういう方はやはり、私は考える必要があるのではないかなと。活用して、しっかり頑張って、よそで活躍されている方については、このような規定には当たらないと思いますが、今現在、そういうのを活用して返済をして、地元で頑張っておられる方、若い人たちに何か手を差し伸べることはできないかなというようなことで質問いたしました。もし検討ができるようであれ

ば、検討していただきたいなというふうに思います。 以上です。

- 〇議長(牛嶋津世志君) 町長、草村大成君。
- ○町長(草村大成君) 8番、後藤三治議員の御質問に、補足として答えさせていただきます。

高森町に帰ってきていただいて、頑張っていく姿勢を見せられる学生さん、そして今ある制度の中で、地元に帰ってきて、現状頑張られている学生さん、大人の方ですね。私たちにとっては全く同じでございますので、しっかり活用できるような形を取らせていただきたい。その方向性で考えておりますし、また同時に今回のこの奨学金貸付条例に関しましては、非常に緩く感じられる議員さんもいらっしゃると思いますし、なぜ出しやすい、もしくは借りやすい形に、この条例を制定したいかといいますと、やはり自分の生まれたところ、育ったところ、もしくは途中からでも育ったところ、関与していた若い子が、この町を選んで帰ってきていただいて、これだけ産業が少ない、そして企業等もなかなか進出することが難しい環境、その中でも地元に帰ってきて、親の跡継ぎをしたり、もしくは地域にある仕事をしたり、そういう思いを、間口を広げて町としては歓迎しますよという意味も込めて、そしてしっかりそこはフォローしていきますという意味も込めての貸付条例のお願いでございます。

先ほど、10番、佐伯議員が御質問されました、これは誰が決めるのかと。通常、この返還をしなくていいという、この貸付制度というのは全国でも自治体がやっているところがあると思いますし、非常にまどろっこしいというんですかね、がちっとした審査委員会みたいなものをつくって、そして非常にそれは手続きが煩雑です、正直申し上げまして。ですので、うちは町が責任をもってそこを判断するというところで、最終的に町長決済というところで現在考えているところでございます。委員会の中でしっかり議論していただいて、議員さんからのお考えを聞いた上で、修正するところもあるかも知れませんが、前向きに次世代に向かっての条例制定というところを御理解いただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(牛嶋津世志君)ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(牛嶋津世志君)質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、高森町議会会議規則第39条第1項の規定により、総務 文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(牛嶋津世志君)異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、総務文教常任委員会に付託されました。

日程第13 議案第11号 熊本県立高森高等学校魅力化推進基金設置条例の一部改 正について

〇議長(牛嶋津世志君) 日程第13、議案第11号、熊本県立高森高等学校魅力化推進 基金設置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長、村上純一君。

○教育委員会事務局長(村上純一君)議案第11号で提案いたしました熊本県立高森高等学校魅力化推進基金設置条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

熊本県立高森高等学校魅力化推進基金は、現在、高森高校マンガ学科へのプロの 漫画家や編集者の派遣に加え、高森高校マンガ学科の教育環境の整備に関する事業 や、南阿蘇鉄道を経由し、高森高校マンガ学科へ通学する生徒の通学支援等の事業 により、高森高校の魅力化を支援しております。

今回の改正では、マンガ学科に限定していた教育環境整備及び通学支援の基金の 使途を普通科グローバル探求コース及び生徒にも広げ、両学科の活性化を図ること で、より一層の高森高校の魅力化を支援するため、条例の一部を改正するものであ ります。

以上、熊本県立高森高等学校魅力化推進基金設置条例の一部改正について、内容 を御説明申し上げましたが、条例を改正するためには地方自治法第96条第1項第 号の規定に基づき、議会の議決を経る必要がございますので、御審議いただき、御 決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

- ○議長(牛嶋津世志君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。10番、佐伯金也君。
- 〇10番(佐伯金也君) 10番、佐伯です。

今までのこの基金設置については、マンガ学科に特化した基金でございまして、 今回はこれをマンガ学科だけじゃなくして、高森高校全体に広げた形でいこうとい うことであるというふうに思っております。その中において、今、マンガ学科につ いては、受験者が2倍ぐらいあるというふうに聞いておりますし、ただ、その中で 今度は、それじゃちょっと薄いよねということで、普通科まで一緒に見ようという ことであると思うんですが、ちなみに中学校の保護者から聞いたんですが、高森中 学校から高森高校を受験する生徒の数が非常に少ないと。東学園は分からないんで すが、全体的に今年、高森高校の普通科を受験した生徒数というのが分かっておれ ば、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

- 〇議長(牛嶋津世志君)教育委員会事務局長、村上純一君。
- ○教育委員会事務局長(村上純一君)10番、佐伯議員の御質問にお答えいたします。 今年度、高森中学校の受験者数は、前期日程で1名、高森東学園より3名の受験 となっております。

以上です。

- 〇議長(牛嶋津世志君) 10番、佐伯金也君。
- ○10番(佐伯金也君) 10番、佐伯です。

マンガ学科は、全国的にいろんな地域から生徒が入ってくるから、漫画に特化し てこういうふうなことをやりたいという子たちですから、それはそれでいいと思い ます。私は、以前から高森中学校を平成13年に建てかえするときに話していたこ と、総体的に考えたときに高森高校と隣接しているから、橋を扱って、いつも行き 来ができるようにして、高森高校の先生が中学校で出張授業をしたり、いろんな部 活の交流をしたりしながら、中学校の生徒があの先生がいる高森高校で学びたいと いう環境をつくったらどうかいという話をしたんでけれども、何人かは高森中学校 においでになっていたのを聞いたことはございます。ただね、私たちがどんなに旗 を振って、高森高校が魅力が増すようにという形でやっても、町長が政策的にマン ガ学科を県の教育長と県と話をして設置できるようにやっていただいて、今現在、 1年、2年目に入ろうとしています。マンガ学科はそういう形で、特化した形で受 験生がいるからいいんだけれども、ただ問題はマンガ学科1クラスじゃ駄目で、あ と1クラス、普通科グローバル学科というのかな、があると。そちらのほうは定員 割れなんですよ。定員割れの現状を高森高校の校長以下、先生たちがどういうふう に考えているのかと、県の教育委員会がどのように考えておるのかということ。町 がこれだけいろんなことで力を入れて、予算まで入れて、寮まで造ってやっておる 中において、高森高校自体が魅力化を増すような活動をされているのかなというの に、私は疑問を生じます。高森町が魅力化が増すように一生懸命予算をつぎ込んで いろんなことをやっているんだけど、そこの高森高校で仕事をされている方たちが その実際活動がどういう活動をされとるのかというのが一切見えないわけです。以 前から言ったように、町民体育館を壊すとき、社会体育で必要ですよ、いろんなと きに高森高校は生徒数が少ないのに、体育館が第2体育館まであると。第2体育館 も使えるように、高森高校は話をしてよと言っても、その返事がなかなか来ない。 社会体育で高森中学校の体育館で柔道、剣道をやっている。剣道は色見体育館でや っている。高森高校に武道場があるのに、その武道場を使わせてもらえるなら便利 がいいねと言っても、それはそのまま置いといて使えない。普段、高森高校との交

流が中学校とでできていない。そういう中で、どんなにうちが高森町として、高森高校の魅力化魅力化といって予算をつぎ込んで、いろんな事業をつくって、基金をつくってやっていっても、そこで仕事をしている人間がそれに応えるような活動をしないんだったら、子どもたちが現金なものですよ。もう接点がないなら、やはり自分の夢、やっぱり昔からそうだと思う、今の中学生は。私たちも一緒、社会人も一緒、高校生も一緒。赤い橋を渡って、阿蘇大橋を渡って向こうで仕事をしたいという夢がある。それに向かって突入するんだけど、どうせ行くんだったら、阿蘇大橋を渡って向こうで仕事をしたいんだったら、高森高校でまず勉強して、頑張ってやっていったらどうだと言ってても、高森高校との接点がないんだったら、高森中学校なんか受験する生徒は少ないと思いますよ。そういうことでね、高森高校の先生たちが中学校との交流をどのようなことをされておるのか、御存じであったらお聞かせいただきたいと思います。

○議長(牛嶋津世志君)教育長、古庄泰則君。

○教育長(古庄泰則君) 10番、佐伯議員の御質問にお答えします。

先日、高森高校の学校運営協議会がございまして、その中で本町の監査委員の吉良委員さんも御出席をされておりましたが、今、佐伯議員がおっしゃられたことと同じような趣旨をお話をされました。要するに、高森町は町をあげて高森高校を支援しようとしていると。これはまぎれもない事実であると。それについて、高森高校としてどのように考えられておられるのかというようなことでございますし、私もその場に一委員として参加させていただきましたので、このような高森町の応援に関して、一体どういうアクションを県立高校から起こされようとしているのか。実際に高森町教育委員会としては、そういった先に高森高校からアクションを起こしていただいて、それをさらに後押しするというような立場でしかないというようなお話もさせていただきました。

そういった中で、高森高校としましては、事前にもう小学校の段階から高森高校の魅力について説明をしていきたいということ、それから高大連携ということで、 熊本大学と連携をしまして、南郷塾寺子屋という取組を毎年されております。これ がコロナ禍でここ4年ほど中断しておりますので、そういった取組を再開して、高 森高校の良さを伝えていきたいというような回答がございました。

いずれにしましても、私もここ5年間ほどの高森中学校東学園義務教育学校から、さらには南阿蘇中学校からの高森高校へのグローカルコースへの入学者数等を調べましたが、なかなか活性化には、入学希望者の増には至っていないと。あわせて、マンガ学科に、表現はあれですけど、マンガ学科に頼っている部分があるのではないかというようなところで、普通科探求グローカルコースというところも活性化さ

せていかなくてはいけないというふうに考えております。

なお、先日、高森高校の卒業証書授与式、3月1日、町長共々参加していきましたけれども、普通科グローカルコースのみの卒業式でございますですね、まだ。しかし、二十数名の子どもさんたち、学生さんたち、立派に3年間の教育の成果というのをそこで拝見することができて、非常にすばらしい卒業式だったというふうに感じております。

お答えにならなかったかも知れませんけれども、以上でございます。

- 〇議長(牛嶋津世志君) 10番、佐伯金也君。
- ○10番(佐伯金也君) 10番、佐伯です。

私たちがね、高森高校に頑張れ頑張れ、頑張るよといって、いろんな事業をやっ て、予算を準備して後押ししてやるんだけど、高森高校のほうでそういうふうに、 今、教育長が述べたようなことを考えとると言われるんだけども、これはね、やっ ぱり見えにくい、非常に見えにくいと思うんですよね。熊大との一緒で、工大のあ れで何か寺子屋とか、小学校のほうに行ってどうのこうのとかいうけれども、小学 校でそういう高森高校の魅力化を話したところで、小学校で6年間学んでいくうち に気が変わって、また中学校に行って、また忘れちゃう。そして、やっぱり高森高 校よりもあっちがいいてなるんですね。どうせ普通科に行くなら。だから、やはり 普段の接し方だと思うんです。もうコロナ禍の中において、私たちも卒業式も入学 式も運動会も行きませんから、町立の中学校、小学校にどういう先生方がいらっし やるか、私たちは知りません。広報たかもりで見ることはあるんだけれども、写真 で見るのと、生で見るのとでは分からないから、なかなかどういう活動をされてい るかは、御案内を受けたときに研修とか何とかには行くことはあるかも知れないけ れども、なるべく私みたいな人間はと思って、御遠慮させていただいているが、今 回、高森高校については別の話であって、やはりいろんなことで、やっぱり地域の 中に入ってきてもらわんことにはどうにもならんと思いますよ、これは。うちが高 森にあるから高森高校と、以前、私は町長にも言ったんです。私はハードボイルド ですから、もう高森高校をなくせと、そして町立の高校をつくれと言った。どうせ なら、やりたいことをやれるじゃないかと。県の教育委員会から要らん口出しをし てもらうよりも、高森町の教育委員会で新たな高校教育をつくれと。そして、私立 の高森高校をつくったほうがよっぽどいい。そのほうが思い通り、自分たちの夢に 向かって子どもたちを育てることができるじゃないかと。今は、高森高校にワンク ッション置くんです、県の教育委員会から。先生たちも県の教育委員会のほうをご 覧になっている。こっちは町の教育委員会からいろいろ言っても、県の教育委員会 がやっぱり天の声だと。以前あったように、高森高校の第2グラウンドをうちはた

だでもらおうと思ったけれども、向こうは金をやれと言ってからお金を取った。そんなこと、自分たちの思いが県にはつながっていないところがあるんですよ。だから、こういうふうにいろんな環境づくりをしても、それがつながらない、姿が見えない。だから、これが本当に生きてくるのか、生きてこないのか。町長が言うように、5年後、10年後、20年後、これが負担になるんじゃないの。私はそう思っていますから、それについて、町長のほうのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

- ○議長(牛嶋津世志君)町長、草村大成君。
- 〇町長(草村大成君) 佐伯議員の御質問にお答えをいたします。

広い範囲にわたっての質問ですけど、まず議員が常々若いころから言われている町立高校に関しては非常に良い考えですけど、私の1期目、2期目、3期目ぐらいでは、なかなかそちらに踏み込むことができませんでした。理由といたしましては、議員も一緒だったとおもいますが、つまりこれはある程度お金がないとできない、財源がないとできないことなんです。そして、国のこの財源の措置に関しても、特別交付税も付きますけど、普通の一財の部分もありますし、非常に自主財源をやはりある程度持ってから進まないと、この夢の構想には至らなかったんじゃないのかなと思っております。次の世代に私も期待したいなと思っております。現状、高森高校、平成の終わり、令和。もう待ったなしの状態で、ぎりぎりセーフで今、生徒が増えてきて、分校等にならずに済んでいるのではないかなと推察をしているところでございます。

そして、私たちが地元になくてはならない県立高校ということで、7,000人を超える卒業生の方がいらっしゃいます。ですので、行政としては県立高森高校が、今後、高森町でしっかり学びの場として維持・発展していくために、環境まではつくると、周りの環境まではつくるということで、その環境が何ぞやというところで入学金のゼロとか、何かをするではなくて、もっと夢のある構想ということで、マンガシリコンバレー構想の中に学びの場というところに県立高校を置き、マンガ学科を設置し、現在、マンガ学科は約2.5倍近い競争率、そして40名は埋まっております。

議員おっしゃるように、高森高校、中学校からの生徒が非常に少ない。例えば、今年の希望生徒は村上局長が言ったとおりですが、現状、現在のこの間卒業した3年生と2年生に関して言うと、大体南阿蘇村が40名中15名ぐらいで、高森町が8名、9名ぐらいの感覚だったんです。もともと2クラスで40名、40名なので、1クラスも埋まらず、1クラスの40名の半分の20名弱しか、今回の3年生は在校生がいなかったということです。それを今後、議員がおっしゃるように、高森か

らもそこまで行かない、南阿蘇村からも少ない、もっと地元から行けるようにすれ ばいいと。でも、県教委はそこは縦割りで、もしくは学校の先生は異動もあります ので、そこに真剣になっていないだろうがというところは、非常にリアルな、見て こられた発言の感じられているところかなと思います。ですので、私も環境までは つくります、ただ今一つ言えるのは、学校の先生が、学校の先生を志されたとき、 やはり生徒と接して、先生とは何ぞやと、自分はなぜ先生になったんだというとこ ろを、高森高校で改めて感じていただいて、県教育委員会が何と言おうが、学校の 教師として生徒に携わっていっていただくこと、熱量が増すことがやはり後になっ て、高森だったり、南阿蘇から増えるベースになるのではないかなと思っておりま す。そして、高森町役場としては、これまで高森高校の研修、もう本当にお客様待 遇みたいな感じで3日間とかで、各課の課長さんが預かるというところをやってき ておりましたが、これを一新して1か月ぐらい程度のアルバイト、民間でいうとア ルバイト生としてきちんと役場の事業もやっていただいて、その分、ギャラもきち んと払って、そして役場の事業をすれば、議員がおっしゃる町民とふれ合う、町民 との接触は増えてきますので、役場での研修期間を今1か月延ばしております。こ ういうことも町としては、今後、高森高校にもっとこれを夏休みだけじゃなくて、 冬休み、春休みできないかというところも踏まえて提案をしていきたい。一番課題 視されている現場の高校の先生はどうかというところは、ぜひ議会からもこういう 声が起きているというところも伝えていきたい。ただし、私は現状では、先生が高 森に赴任されて、ああ、ここの地域の方、そしてここの生徒の方、高森高校の生徒 の方から感じるところがあって、先生を目指された所信の気持ちがそこでもう一回 新たに構築できること、これがやはり熱量が生徒に伝わり、また地域に伝わり、こ ういう良い高校の先生がいらっしゃるなら、高森高校に行こうかな、やろうかなと いう本人、家庭が増えてくるのではないかなと思っております。一番ベストは、本 当に町立高校だと思いますが、これは佐伯議員の時代、私の時代では夢のような話 でございますが、次の世代がまたそういうお考えが出てくる、そしてその一番大事 なところは、財源をやはり持っておかないとできないというところですので、今後 もしっかり私たちの任期の間は、その夢に向かって少しでも積み上げていけるとこ ろは積み立てていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〇議長(牛嶋津世志君)10番、佐伯金也君。

〇10番(佐伯金也君) ありがとうございました。

いろいろ述べましたけれども、私は高森高校を最悪は私立の町立中学校というふうな気持ちをもっております。これはもう答弁が町長からありましたから、もうそ

れで大体あきらめておるんですけれども、ただ現状、県立高森高校というのを残す ために、うちがこれだけ予算をつぎ込んでいるから、そこで授業をされている先生 たちには頑張って町の中に溶け込んでいただきたいと。以前は、平成の時代は任地 居住という形で、教職員住宅があって、そこに住まれて、地域の方と交流しながら、 なかなか独特な先生たちがいらっしゃったということも記憶にあります。非常に厳 しい先生もいらっしゃったと。でも、高森中学校から高森高校に進学していた子ど もたちはいるんですよ。かなり厳しい先生がいらっしゃっても、行く生徒たちはい たんです。今はあまり目立たない、社会状況もある程度緩くなって、緩くなったん だけれども、ただいろんな教え方についての制限が出て、そういう中においては逆 に子どもたちが行きやすいんだと思うんでけれども、逆に行かなくなった。厳しい 先生がいるときには行っていたんだけれども、今は行かないということですね。ち ょっとそこらあたりがおかしいなと思います。ですから、やはり町がこれだけ予算 をつぎ込んで環境づくりをするんだから、先生たちにもそれに応えていただきたい と思います。20年前に私が県のPTA連合会の副会長をしていたときにも、県高 校教育委員会、校長会の人たちもおいでになった。県の中学校、小学校の校長会の 方もその中に理事として入っておられた。そのときに話していたんです。先生たち は能力はあるけれども、教えることが苦手な方たちが多くなってきたんだと。大学 に行っているから、高校時代も勉強しかしていないから、大学に行っても勉強して、 教員になるためにいろんな科目を受けられて、そして教員になられた。だから、能 力はあるんです。でも、人と接することがどうかなというんです。これはもううち の小学校、中学校も一緒。高校は特に普段接することがないから、そう思います。 ですから、ちょっとイメージを変えて、胸を開いて、切り替えて、今言ったことを 課題に、うまく波に乗れるように先生たちにも努力をしていただきたいなというふ うに思います。予算についても環境についても、町がちゃんとやっていってもらっ ているわけだから、ちゃんとその波に乗る気持ちさえあれば、どうにかなると思い ますので、教育長、今後、運営委員会等があったときにはそういうお話をしていた だきたいというふうに思います。

時間ですので、終わります。

○議長(牛嶋津世志君)ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(牛嶋津世志君)質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、高森町議会会議規則第39条第1項の規定により、総務 文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(牛嶋津世志君)異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、総務文教常任委員会に付託されました。

お諮りします。ここで、しばらく休憩したいと思いますが、御異議ありませんか。 「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牛嶋津世志君) それでは、午後1時から始めたいと思います。

○議長(牛嶋津世志君)休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第14 議案第12号 高森町民体育館条例を廃止する等の条例について

○議長(牛嶋津世志君)日程第14、議案第12号、高森町民体育館条例を廃止する等の条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長、村上純一君。

○教育委員会事務局長(村上純一君)議案第12号で提案いたしました高森町民体育館 条例を廃止する等の条例について、提案理由を説明申し上げます。

当条例の廃止理由は、高森中民体育館の解体工事が進んでおり、その用途を終えることに伴い、条例を廃止するものです。

なお、当条例の廃止に伴い、関連する条例、高森町公共施設の暴力排除に関する 条例中の第3条第18号に規定する高森町民体育館を削除し、同条中の各号数を繰 り上げる改正を行うものです。

以上、高森町民体育館条例を廃止する等の条例について、内容を御説明申し上げましたが、条例を改廃するためには地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を経る必要がございますので、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長(牛嶋津世志君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(牛嶋津世志君)質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(牛嶋津世志君)討論なしと認めます。

これから議案第12号、高森町民体育館条例を廃止する等の条例についてを採決

いたします。この採決は起立によって行います。議案第12号、高森町民体育館条例を廃止する等の条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立〕

○議長(牛嶋津世志君)全員起立です。したがって、議案第12号、高森町民体育館条 例を廃止する等の条例については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第13号 高森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条 例の一部改正について

○議長(牛嶋津世志君)日程第15、議案第13号、高森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、岩下徹君。

○総務課長(岩下 徹君)議案第13号で御提案いたしました高森町会計年度任用職員 の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げ ます。

今回の改正につきましては、会計年度任用職員へ勤勉手当を支給することとする 条例改正でございます。

会計年度任用職員制度につきましては、令和2年度に施行され、期末手当のみ支給することとされておりましたが、国において適正な処遇確保の観点等から、昨年5月、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和6年度から一定の要件を満たす会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することとされたことを受けて改正するものでございます。つまり、国に準じた条例改正でございます。

以上、御説明いたしましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し 上げ、提案説明の説明といたします。

○議長(牛嶋津世志君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(牛嶋津世志君)質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(牛嶋津世志君)討論なしと認めます。

これから議案第13号、高森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第13号、高森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に

ついて、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立〕

○議長(牛嶋津世志君)全員起立です。したがって、議案第13号、高森町会計年度任 用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決 されました。

日程第16 議案第14号 高森町手数料条例の一部改正について

○議長(牛嶋津世志君)日程第16、議案第14号、高森町手数料条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉課長、石田昌司君。

○住民福祉課長(石田昌司君)議案第14号で提案しました高森町手数料条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じて改正するもので、戸籍謄本等の広域交付に伴い、磁気ディスクをもって調整された戸籍及び除籍に係る書面という表記を戸籍証明書及び除籍証明書に改めること、電証明書提供用識別符号の発行事務が追加されることに伴い、本町が徴収する手数料及びその額を定めること、また戸籍の届出書の画像を電子化し、届出書等情報として作成できることに伴い、証明書の交付及び閲覧をすることができる情報に同情報を追加するものでございます。

何とぞ御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたしとます。

○議長(牛嶋津世志君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(牛嶋津世志君)質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(牛嶋津世志君)討論なしと認めます。

これから議案第14号、高森町手数料条例の一部改正についてを採決いたします。 この採決は起立によって行います。議案第14号、高森町手数料条例の一部改正に ついて、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立〕

○議長(牛嶋津世志君)全員起立です。したがって、議案第14号、高森町手数料条例 の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第15号 高森町介護保険条例の一部改正について

○議長(牛嶋津世志君)日程第17、議案第15号、高森町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長(津留大輔君)こんにちは。

議案第15号で提案いたしました高森町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本改正は、上位法である介護保険法施行令の一部改正に伴い、介護保険第1号被保険者の保険料算定における所得段階を現在の9段階から13段階に多段階化し、あわせて令和6年度から令和8年度までの3年間における第9期介護保険事業計画において定める介護保険料の額について改正を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。第2条第1項に、10号から13号までを新たに追加し、各号における保険料年額の引き下げを行っております。引き下げの額は、基準となる第5号の年額が8万7,600円から6万円となり、月額に換算すると7,300円から5,000円に引き下げとなります。第2号から第4号については、第1段階から第3段階の低所得世帯に対する保険料額をそれぞれ改正しております。

今回の改正により、大幅な介護保険料の引き下げとなりますが、主な要因としましては、これまでの第8期介護保険事業計画において、高齢化率の上昇に伴い、要介護認定率も上昇すると見込んでおりましたが、公民館の再生事業による通いの場を町全域で取り組んでいただいたことなどにより、要介護認定率が減少し、介護給付費の抑制につながったことを踏まえ、第9期高森町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会において検討した結果、第8期までに積み上げた基金を活用した介護保険料の引き下げが可能と判断するに至りました。

条例の一部を改正するためには、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、 議会の議決を経る必要があることから、提案するものでございます。

御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明とい たします。

○議長(牛嶋津世志君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(牛嶋津世志君)質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり〕

〇議長(牛嶋津世志君) 討論なしと認めます。

これから議案第15号、高森町介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第15号、高森町介護保険条例の一部 改正について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(牛嶋津世志君)全員起立です。したがって、議案第15号、高森町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第16号 高森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

○議長(牛嶋津世志君)日程第18、議案第16号、高森町指定地域密着型サービスの 事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題 といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、津留大輔君。

〇健康推進課長(津留大輔君)議案第16号で提案いたしました高森町指定地域密着型 サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正す る条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の一部改正は、令和6年4月1日に施行される地域指定密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴いまして、本町の関係条例4件を一部改正するものでございます。

一部改正を行う条例は、高森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、高森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、高森町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、高森町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の4件でございます。

主な改正内容といたしましては、地域密着型サービス指定事業所等における身体的拘束の原則禁止、身体的拘束を行う場合の記録の義務化、施設管理者が兼務できる事業所等の範囲の明確化、フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制の見直し、事業所内での重要事項をウェブサイトに掲載することの義務化、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務化、協力医療機関との連携体制の構築、緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務づけ、居宅介護支援事業者におけるケアマネジャー

1人当たりの取扱件数の見直し、居宅介護支援事業者が介護予防支援事業者の指定 を受けることが可能になることなどについて、条文の追加修正を行うものでござい ます。

条例の一部を改正するためには、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、 議会の議決を経る必要があることから、提案するものでございます。

御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

〇議長(牛嶋津世志君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(牛嶋津世志君)質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(牛嶋津世志君)討論なしと認めます。

これから議案第16号、高森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを採決いたします。この採決 は起立によって行います。議案第16号、高森町指定地域密着型サービスの事業の 人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、原案のとお り決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立〕

○議長(牛嶋津世志君)全員起立です。したがって、議案第16号、高森町指定地域密 着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正 については、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第17号 高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条 例の一部改正について

○議長(牛嶋津世志君)日程第19、議案第17号、高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、岩下徹君。

○総務課長(岩下 徹君)議案第17号で御提案いたしました高森町消防団員の定員、 任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

2枚ほどめくっていただいて、新旧対照表をご覧願います。第12条第3項において改正するものでございまして、今回の改正は消防団員の出動報酬等について見

直しを行うものでございまして、捜索という出動区分を新たに設けるものと、出動報酬につきましては、災害の場合、現在1日につき2,000円のところを、1日につき8,000円に、また半日、4時間未満は4,000円に改正するものと、新たに設けた捜索につきましても災害の場合と同額に設定するものでございます。

理由といたしましては、全国的な消防団員の処遇改善を図るため、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が公布され、消防庁長官からの要請を受けたものでございまして、災害の多発化や甚大化に伴い、消防団に求められる役割が多様化する中、全国的に少子化の進展等により、消防団員の確保が困難となってきている現状に対し、その消防団員の充実強化を図る一つの方策として、消防団員の報酬等の基準が国から示されたことに伴うものでございます。

なお、消防団活動につきましては、普通交付税による財政措置がございますので、 報酬額の見直しに伴い、実質的な町の負担が増額するというものではございません。 以上、御説明いたしましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し 上げ、提案理由の説明といたします。

- ○議長(牛嶋津世志君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。10番、佐伯金也君。
- **〇10番(佐伯金也君)** 10番、佐伯でございます。

議案第17号について、今、総務課長のほうから提案理由の説明がございました とおり、地域消防におきましては、団員の不足が非常に顕著に現れてきておるとい うことで、何らかの手立てをしなければならないというのは、これはもう全国的な 課題であったかなと思います。その中において、やっぱり出動する際に、出動した ときの費用弁償等について、日当等について、今回のような値上げというのは大変 喜ばしいことであり、団員の皆さんたちもどうにか満足をしていただけるのではな いかなというふうに歓迎をするわけでございますが、以前、一般質問等でもあって いたと思うんですが、やっぱりこれを機会に消防団の編成の在り方等についても議 論をしていけばいいと。要するに、例えば村山でいえば、4分団の1部と2部が村 山と上在でございますけれども、やはり4分団1つでいいとか、そういうふうなこ とがあるのではないかなと。野尻、河原、草部南北等も含めて、出初式のときに議 員さんたち皆さん参加されて分かるかと思うんですけれども、やはり分団において は非常に少人数で維持をされておるということ。その少人数の分団であっても、消 防自動車、積載車の更新はしていかなければならないということを考えると、分団 の編成についても今後は議論をしていかざるを得ないではないかなというふうに思 っております。これを機会に、総務文教常任委員会等でもそのことについても議論 をしていただけるように要望いたしたいと思いますが、1つ、捜索が今回から入る

ということでございますが、捜索とはよく防災無線で、認知症の方であったり、徘徊をされる方が行方不明になられたということで、消防団が出ていって捜索をされることが多うございます。在宅介護をされておる家庭において、たまたまお年寄りが出られて分からなくなって、慌てて消防のほうに、役場のほうに捜索依頼というのは、これは多々あることでございますが、先ほどの健康推進課からあった、要はその施設に入所されておる人たち、そういう方たちが施設からすーっと出られて居所が分からなくなった場合、施設内だったらどうにかいいんでしょうが、これが敷地内という形で、その施設が広くなってくることによって管理監督ができない状況の中で、そういうふうに徘徊、または所在不明ということが今から先も出てくると思います。特に総務課長の地元である色見地区においては、そういうことが年に1、2回は発生しておるのではないかなと思っておりますが、その場合において、施設入所をされておる方が所在不明になって、消防団が出動して捜索をしたときに、その捜索をした費用弁償についても行政のほうから出すのか、それとも捜索を依頼した施設のほうから何らかの金額の補償があるのかどうか、その点についてどのようにお考えであるかということをお聞かせいただきたいと思います。

- 〇議長(牛嶋津世志君)総務課長、岩下徹君。
- ○総務課長(岩下 徹君) 10番、佐伯議員の御質問にお答えさせていただきます。

施設入所者の方が行方不明になられた場合の捜索のときの手当の、報酬のお支払いということでございますが、基本的には消防団員が出動して活動を行った際には、 町から消防団活動として報酬を支払うということになると思います。

以上です。

- 〇議長(牛嶋津世志君) 10番、佐伯金也君。
- **〇10番(佐伯金也君)** 10番、佐伯でございます。

一応そういうことであるだろうと思います。しかしながら、全国的にいろんな救急時、災害時のことで、今課題になっておるのは、救急車の出動においてもどこかの消防では、タクシー代わりに救急車を使われておるというところが多いと。これが一つどうしてもやっぱりこれが課題であるということなんですね。これで阿蘇広域消防あたりでもそういうことを詳しく聞いてはおりませんけれども、やっぱり多々あるのではないかと。よその消防本部あたりの中で聞いたと思うんですが、行って、そのまま帰るような軽微の救急搬送については、使われた方に幾らかの負担をしていただくという話を聞いております。やっぱり重病者のための救急医療ですから、そうあって当たり前だと思うんですが、今回の捜索も自宅で在宅介護をされていて、家族の方がちょっと目を離した隙にということはあるかも知れませんが、施設の場合はやっぱり施設入所費をいただいて、その方を当該患者さんたちを預か

っておるということは、その施設の責任でも、私はあると思うんですが、その中において、その施設の責任が明らかな瑕疵があるのか不可抗力なのかという判断はしにくいとは思うんですが、しかしながら、その都度、消防が出て行政のほうから8,000円払うということ、これでいいのかどうか。やはりこれも一つの課題として、私は捉えるべきではないかなと。今、財政については、国からの指摘において、国からの制度によって、普通交付税の中で入れてこられるということであるから、ほかの財政のほうに、ほかの支出のほうに影響は出ないとは言われるんですが、だからといって、やはり施設のほうにお金をもらって預かっていた方を外に出して行方不明になったということになったときに、施設の責任等については何らか私は発生すると思っておりますので、それを一概に在宅介護でいなくなった方も一緒、施設入所でされている方も一緒というふうな感覚にはちょっとならないと、私は思っておりますので、その点についての判断材料等があれば、何らかの上からの申し添えがあれば、またお聞かせをいただきたいと思います。ないなら、もう総務文教常任委員会でしっかり議論してください。

- ○議長(牛嶋津世志君)ほかにはございませんか。8番、後藤三治君。
- ○8番(後藤三治君)8番、後藤です。

新旧対照表でちょっと質問したいと思いますが、改正前は災害の場合は1日につき2,000円、それから警戒の場合は2,000円、訓練の場合は2,000円、式典等は1,000円というふうになっています。そのうちの今回の改正では、災害の場合は8,000円と、半日であれば4,000円と。さらに、捜索が加えられて同額となっていますが、この警戒と災害の違い、要するに警戒以降についてはそのまま据え置きですよね。これはどう違うのかなというふうに、私も思いましたし、この式典等というのは、例えば出初とか何とかを指すのかどうかですね。1日で1,000円というのもちょっと金額的にそのままでいいのかなというふうに感じましたので、上のほうからの通達で、要するに今回は災害と捜索だけに絞られたのかなと、先ほどの説明でお聞きしましたが、本当にこれでいいのかなと思いましたので、お尋ねしたいと思います。

- **○議長(牛嶋津世志君**)総務課長補佐兼総務係長、植田雄亮君。
- ○総務課長補佐兼総務係長(植田雄亮君)それでは、8番、後藤三治議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回の条例改正では、おっしゃるとおり警戒の場合につきましては、そのまま据 え置きとなっております。災害の場合となりますと、例えば現在でいうと、特別警 戒情報、災害のときにですね。高齢者の方とかが避難された場合、またいろんな災 害が発生した場合には、消防団の方たちにお手伝いをいただくことがあります。そ の際には8,000円と。注意報だったり、その周りの見回りだったり、警報が出る前のそういったことにつきましては据え置きの2,000円とさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

- 〇議長(牛嶋津世志君)8番、後藤三治君。
- ○8番(後藤三治君) ただいまの説明を受けて納得はしたんですが、そういう場合も従前は2,000円であったわけですよね。それがあえて8,000円になったというのは、やはり近年の災害の多さ等を加味されてなったと思いますが、そういう中にあっても、やはり警戒で1日で2,000円というのは、あまりにも今回の改正には合わないのではないかなと思いましたのでお聞きしました。もし、町単独でも1日拘束して警戒に当たっていただくというような場合、本当にそれでいいのかなと思いましたので質問をさせていただきました。御検討をいただければと思います。
- ○議長(牛嶋津世志君)ほかに質疑はございませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり〕

〇議長(牛嶋津世志君)質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、高森町議会会議規則第39条第1項の規定により、総務 文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋津世志君) 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、総務文教 常任委員会に付託されました。

日程第20 議案第18号 令和5年度高森町一般会計補正予算について

○議長(牛嶋津世志君)日程第20、議案第18号、令和5年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長(草村大成君)議案第18号で御提案いたしました令和5年度高森町一般会計補 正予算(第8号)について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、令和5年度末を控え、歳入歳出全般にわたって補正するものでございまして、歳入歳出それぞれ2億560万1,000円を減額し、予算の総額を87億7,002万5,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正につきましては、年度内の完了が見込めない事業について、翌年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、7ページをご覧ください。

第3表、債務負担行為補正につきましては、16項目を追加しております。この うち、左の番号の1番から10番までの項目については、令和6年度の1年分を計 上、11番以降の項目はそれぞれ期間に係る限度額を計上したものでございます。

8ページをお開きください。

第4表、地方債補正につきましては、県との協議により、6つの地方債の借入限 度額を変更しております。

12ページからが歳入予算になります。その主なものについて御説明をいたします。

歳入の第1款町税につきましては、現時点での収入見込額を合計で3,105万4,000円増額をいたしました。

13ページをご覧ください。

第14款使用料及び手数料につきまして、第6目商工費使用料の湧水トンネル公園使用料を750万円減額しておりますが、これは当初予算で見込み過ぎていた分を減額するものであり、利用客数といたしましては、前年度を、令和4年度を上回っていると報告を受けておりますので、申し添えさせていただきます。

続きまして、14ページをお開きください。

第15款国庫支出金、第16款県支出金につきましては、各事業の決定通知や確 定の見込みにより調整を行うものであります。

20ページをお開きください。

第19款繰入金につきましては、2億4,136万8,000円を減額いたしました。これは内訳としては、財政調整基金を3億2,239万円減額、ふるさと応援基金を7,671万6,000円増額しておりまして、南阿蘇鉄道復興応援基金や森林環境譲与基金、未来のまちづくり事業継承基金等についても、充当事業の増減に伴い繰入額を補正をさせていただいております。

21ページをご覧ください。

第21款の諸収入につきましては、今年度、南阿蘇鉄道に対しての貸付金について、年度内に償還していただくこととしておりますので、今回、歳入のみ計上いたしました。

22ページをお開きください。

第22款町債につきましては、県との協議の中で増額が必要となった地方債等の補正を行っております。今年度借入予定としまして、総額6億1,513万3,00 0円となります。

続きまして、ページ24ページからが歳出予算となります。

歳出予算に関しては、これは全般にわたりまして、必要経費の最終見込みにより、

主に減額補正をしておりますが、一部は増額の補正をしております。今回、増額となっている経費につきましては、共済費などの人件費のほか、過年度に実施した事業の精算に伴う国や県への返還金や、光熱水費などの需用費となっており、いずれも3月末までに執行完了となるものでございます。

また、予算書の右側の説明欄に、財源組替という文言が出ているところにつきましては、これは国や熊本県の補助事業の確定に伴う歳入予算の減額や、各種基金を充当して実施する事業の事業費確定に伴う基金繰入金の増減等により、充当額が修正となっているものになります。

通常の補正予算と比較しても、今回、補正計上している案件が大変多くなっておりますので、その概要のみ御説明をさせていただきました。

以上、今回提案しております補正予算について、その概要を御説明いたしました が、御審議いただき、御決定賜りますようお願いをいたしまして、説明を終わりた いと思います。

〇議長(牛嶋津世志君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋津世志君)質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、高森町議会会議規則第39条第1項の規定により、各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牛嶋津世志君) 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、各常任委員会に付託されました。

日程第21 議案第19号 令和5年度高森町国民健康保険特別会計補正予算につい て

○議長(牛嶋津世志君)日程第21、議案第19号、令和5年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、津留大輔君。

〇健康推進課長(津留大輔君)議案第19号で御提案いたしました令和5年度高森町国 民健康保険特別会計補正予算(第4号)につきまして、提案理由を御説明申し上げ ます。

予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算から 2, 1 8 9 万 1, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 0 億 4, 4 9 6 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。

4ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正に6項目を追加しております。これらの項目については、令和6年度当初より、役務の提供等を受ける必要のある契約について、限度額を計上したものでございます。

7ページをお開きください。

歳入予算の主なものについて、御説明申し上げます。

第1款国民健康保険税に現時点での収入見込額として243万4,000円を増額しております。

第6款県支出金、1項1目保険給付費等交付金は、歳出における療養給付費等の減額補正に伴いまして、2,600万円を減額しております。

8ページをお開きください。

諸収入、第12款4項5目一般被保険者返納金につきましては、レセプト点検等による保険給付の返納金として346万8,000円を計上しております。

9ページをご覧ください。

歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

第2款保険給付費の各項につきまして、最終見込額に調整を行う減額を計上して おります。第1項療養諸費を2,100万円、第2項高額療養費を500万円、第 4項出産育児諸費を258万1,000円、それぞれ減額しております。

10ページをお開きください。

諸支出金、第9款諸支出金、1項6目その他償還金に、前年度交付金の精算返還金として148万7,000円を計上しております。

最後に、第10款予備費で収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算について、その概要を御説明いたしましたが、御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長(牛嶋津世志君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(牛嶋津世志君)質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、高森町議会会議規則第39条第1項の規定により、産業 厚生常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牛嶋津世志君)異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第22 議案第20号 令和5年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長(牛嶋津世志君)日程第22、議案第20号、令和5年度高森町後期高齢者医療 特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、津留大輔君。

〇健康推進課長(津留大輔君)議案第20号で御提案いたしました令和5年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算から735万2,000円を減額し、歳入歳出予算の 総額をそれぞれ1億2,925万6,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

歳入予算の主なものについて、御説明申し上げます。

第1款後期高齢者医療保険料、1項1目特別徴収保険料及び第2目普通徴収保険料を、現時点での収入見込額としてそれぞれ増減し、合計で516万5,000円を減額しております。

続きまして、7ページをご覧ください。

歳出予算の主なものについて、御説明申し上げます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、町が徴収した保険料を広域連合に納付するもので、最終見込みによる減額分として516万6,000円を計上しております。

第3款保険事業費、1項1目健康診査費は、後期高齢者の健康診査業務委託費の 確定により、221万1,000円を減額しております。

最後に、第5款予備費で収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算について、その概要を御説明いたしました が、御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長(牛嶋津世志君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(牛嶋津世志君)質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、高森町議会会議規則第39条第1項の規定により、産業 厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(牛嶋津世志君)異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、産業厚生

常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第23 議案第21号 令和5年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長(牛嶋津世志君)日程第23、議案第21号、令和5年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、津留大輔君。

O健康推進課長(津留大輔君) 議案第21号で提案いたしました令和5年度高森町介護 保険特別会計補正予算(第3号) につきまして、提案理由を御説明申し上げます。 予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算から74万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億2,943万9,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正に8項目を追加しております。これらの項目については、令和6年度当初より役務の提供等を受ける必要のある契約について、限度額を計上したものでございます。

7ページをお開きください。

歳入予算の主なものについて、御説明申し上げます。

第3款国庫支出金、2項1目調整交付金に、交付額決定に伴う減額補正として8 3万9,000円を計上しております。

続きまして、8ページをお開きください。

歳出予算の主なものについて、御説明申し上げます。

第1款総務費の各項各目につきまして、それぞれ事務的経費の不用額を計上して おります。

9ページをご覧ください。

第2款保険給付費の各項各目につきまして、各種介護サービス給付費の最終見込額に調整を行う増減を計上しております。

続きまして、10ページをご覧ください。

第5款地域支援事業費につきましても同様に、各種事業費の最終見込額に調整を 行う増減を計上しております。

最後に、11ページの第8款予備費で収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算について、その概要を御説明いたしましたが、御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

〇議長(牛嶋津世志君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(牛嶋津世志君)質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、高森町議会会議規則第39条第1項の規定により、産業 厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(牛嶋津世志君) 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第24 議案第22号 令和5年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算につい て

○議長(牛嶋津世志君)日程第24、議案第22号、令和5年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長、住吉勝徳君。

〇建設課長(住吉勝徳君)議案第22号で御提案いたしました令和5年度高森町簡易水 道事業特別会計補正予算(第3号)について、御説明いたします。

今回補正いたします主なものは、年度末の実績見込み等による補正となります。 1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ368万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,741万5,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費につきましては、年度内の完了が見込めない事業について、 翌年度へ繰り越すものでございます。

続いて、5ページをお開きください。

第3表債務負担行為につきましては、令和6年度の年度当初から1年間の債務が 発生する6つの項目について、それぞれ限度額を計上するものでございます。

続いて、8ページをお開きください。

歳入の主なものについて、御説明いたします。

第3款繰入金といたしまして、368万6,000円を減額しております。これは一般会計からの繰入金が確定したことによる予算計上でございます。

続いて、9ページをお開きください。

歳出予算の主なものについて、御説明いたします。

歳出につきましては、年度末の実績見込みに伴う減額となっております。

最後に、第4款予備費につきまして、収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算について御説明いたしましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。 以上です。

○議長(牛嶋津世志君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(牛嶋津世志君)質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、高森町議会会議規則第39条第1項の規定により、産業 厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(牛嶋津世志君)異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第25 議案第23号 令和5年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算に ついて

〇議長(牛嶋津世志君) 日程第25、議案第23号、令和5年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長、住吉勝徳君。

〇建設課長(住吉勝徳君)議案第23号で御提案いたしました令和5年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算(第2号)について、御説明をいたします。

今回の補正は、年度末実績見込み等によるものでございまして、歳出予算内での 予算調整を行うものであり、歳入歳出予算の総額の増減はございません。

予算書4ページをお開きください。

第2表債務負担行為につきましては、令和6年度の年度当初から1年間の債務が 発生する業務について、限度額を計上するものでございます。

続いて、7ページをお開きください。

歳出予算につきましては、本年度の実績見込みにより、水道光熱水費を減額しております。また、修繕料につきましては、一部修正が必要な箇所が発生しましたので、増額をいたしております。

最後に、予備費につきまして、収支の調整を行いました。

以上、今回御提案しております補正予算について御説明いたしましたが、御審議 いただき、御決定賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたしま す。

以上です。

〇議長(牛嶋津世志君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(牛嶋津世志君)質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、高森町議会会議規則第39条第1項の規定により、産業 厚生常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(牛嶋津世志君)異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。ここで、しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牛嶋津世志君) それでは、午後2時15分から始めたいと思います。

木憩 午後2時03分再開 午後2時15分

○議長(牛嶋津世志君)休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第26 議案第24号 令和6年度高森町一般会計予算について

○議長(牛嶋津世志君)日程第26、議案第24号、令和6年度高森町一般会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長(草村大成君)議案第24号で御提案いたしました令和6年度高森町一般会計予算について、御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回提案しております歳入歳出予算の総額は、67億7,000万円となっております。

続きまして、8ページをお開きください。

第2表債務負担行為につきましては、複数年にかけて歳出が見込まれるものについて、期間と限度額を設定するものでございます。

9ページをご覧ください。

第3表地方債につきましては、令和6年度に実施予定の各事業につきまして、地 方債の借入限度額を4億6,220万円に設定いたしました。借入れの主な理由と いたしましては、高森駅周辺の無電柱化事業や国土強靱化による橋りょう長寿命化 対策事業等の経費に係るものになります。

続きまして、予算の概要について御説明を申し上げます。

予算書とは別に、当初予算概要書と各種事業を取りまとめた別紙を作成をしております。

まずは、令和6年度高森町一般会計当初予算概要書をお手元に準備をお願いいた します。番号の1番が当初予算の編成にあたってと書いてあるやつです。1番の、 番号を見ていただくと、1、当初予算の編成にあたってとなっておりますので、こ こから何点か説明をさせていただきたいと思います。

高森町の財政状況は、ふるさと応援寄附金等や企業版もそうでございますが、そういうところが影響して、財政調整基金の残高が約22億円になっております。近年、継続して安定している状況が続いているということです。しかしながら、今はいいんですが、これから少子高齢化による社会保障費の増や、国の政策により全国どこの自治体も実施が義務づけられていたデジタル防災無線整備や、国の国土強靭化計画、これも国の政策により義務づけられているのと同じでございますが、橋りょう長寿命化事業、この2つに係るこの公債費は、必ず大きく増えてきます。今後、今はいいんですが、町の財政へ、これは各自治体も同じだと思いますが、負担が大きくなることが見込まれております。

そのような中でも、私たちは住民の皆さまへ充実した行政サービスや時代に合ったサービス、またそれが提供が可能になるように、やはり引き続き家督力を含めて、国の制度をしっかり活用していくということ、それと基本的な足元で一番大事なことは、税及び料の適正な徴収により、自主財源を確保すること。それでも限られた行政というのは財源になりますが、その中でも最大限の効果が発揮できるように、今年も予算編成を行っております。

昨年度は、皆さんも選挙ということがありまして、骨格予算ということでありましたが、単純に骨格予算と比較すると、9億2,000万円の増額となっております。各種基金の活用事業の増加や人件費の増加、社会保障費等の増加などが主なこの増えているところの大きな要因として挙げられます。

続きまして、今が1番の当初予算の編成にあたってでございましたが、次が5番、目、番号5の町債残高の推移、これは臨財債は除いております。これは私が平成23年の頭に就任をいたしましたが、平成23年度以降、おおむね横ばいでこの町債残高については推移しておりましたが、やはりデジタル防災行政無線の整備等、今もこれからもやっていかなければいけない、この町道及び橋りょう整備事業の影響によって、特に近年は増加傾向となっております。

なお、このグラフを含め、現在公表している町債の残高、町の借金の残高の数値

は、決算統計により算出しておりますので、ここには交付税措置される額も含まれており、そういった後になって町に返ってくる額を差し引くと、実質的な町債残高は約12億1,000万円ということになります。現在、表的にはこれはR4が37.93億円になっていますが、これが実質的には約12億1,000万円ということになります。これまでも交付税措置や特別交付税もそうでございますが、特にその交付税措置の率が大きな地方債を貴重な財源として捉えて、効果的に活用をしてきました。高森町の場合は、議員の皆さん御理解なされていますが、全国の市町村の、各市町村の財政が健全かどうかを示す実質公債費比率は、私がバトンを受けたとき、つまり平成22年度では14.8%でございました。令和4年度決算では、5.4%まで減少しております。ですので、先ほどに戻りますが、比較的安定をしてきたということになります。

続きまして、6番の財政調整基金残高の推移というところですね。これは平成22年度末、私がバトンを受けたときは約6億1,000万円でバトンを受けて、今は令和4年度末で約21億9,200万円ということであります。ただし、確かにお金はありますが、これはやはり時代時代で考えられないような、予想できないような災害も発生いたしておりますし、やはり将来を見据えながら、有効に活用する必要があるというふうに考えております。

7番の引上げ分の地方消費税充当経費をご覧ください。これは国が平成26年4月に消費税が5%から8%に引き上げられたときは、増額分の3%は各自治体の社会保障施策の財源に充てることとされております。なお、令和元年に8%から10%に消費税が引き上げられたときも、同様に充てるようになっております。令和6年度当初予算では、引上げ分の地方消費税交付金を7,200万円と見込んでおり、赤枠で囲んだ形で充当予定としております。

続きまして、8番の入湯税ですね。これについてご覧ください。これも目的税で、 御承知のように、環境衛生施設や観光の振興等に、要する費用に充てなければなら ない目的税でございます。その趣旨を踏まえて、具体的な事業費への充当について、 その使い方を明確にすることとされております。ですので、年2回、作成しており ます財政事情において、当町は公表を行っておりますが、平成29年度から、もう 今から7年前から、当初予算の概要書においても公表しております。具体的には、 下に作成しております観光費に充当することとしております。

続きまして、今度は別紙のほうをご覧ください。高森一般会計当初予算概要書の 別紙というやつですね。もう1冊のほうです。これは、1番が国・県補助金活用事 業になっておりますので、そして番号の1でTポイント制度構築事業、高森ポイン トカード、地域通貨制度に似た形ですけど、この制度の構築事業というところでご ざいます。事業概要は書いてありますが、これは非常に大きな事業だと、私自身は考えております。先般、議会でも町民全員にまんべんなく行きわたるというところを、やはりやるべきじゃないかと議員さんからもアドバイスをいただきました。これのカードを持つことによって、非常に皆さんが瞬時にポイント、そしてそのポイントは現金と同じですので、使うことができるようになります。

このカードがなぜ高森町にとっては非常にいいかといいますと、もちろん私たちの世代だったらペイペイとかスマホでのポイントのほうが早いかも知れません。ただし、やはりデジタル弱者、つまり高齢者の方はどうデジタル社会に対応してくださいと、スマホ教室をどこの自治体も一生懸命やって、社会自体が完全デジタル化になっているんですが、やはり使うことができない、もしくは携帯電話を持たれていない方もいらっしゃいます。当町は高齢化率を考えると、当然、これは10年後ぐらいは、少なくとも私たちが高齢者になったぐらいの頃は、間違いなくスマホ決済をほぼ全員ができるか、可能性が非常にあるかと思いますが、現時点ではやはり使えない方、つまりデジタル弱者の方に対して、きちんとフォローアップができるためには、このカードのほうが100%の普及率になりますし、かなりの方が使われるのではないかなというふうに思います。

じゃあなぜ使うか、使いやすいこの中身にするということが非常に大事でござい ます。つまり例えばの話、高齢化率4割を超えていますので、高齢者の方が帰省し た孫にポイントをあげることも自由、もしくは子どもにあげるのも自由、家族や友 達に、知人にポイントを移行するのも簡単にできるというところは、非常にいいの ではないかなと思います。それと、町外者の方にもこのカードというのはばんばん 発行するべき。なぜなら、使うところの場所は、この高森町内に限られるからであ ります。例えば、現状の事業で進めている、例えば今回提案して議員さんに議論し ていただく野焼きの補助金の制度とか、ポランティアの制度とか、何とかの制度と いうのはいっぱい今もやっている、また新しく提案しておりますが、このカードさ えあるなら全部このカードのポイントで一括化できるんです。事務も煩雑になりま せん。管理も非常に簡単になる。例えば、ボランティアで野焼きに参加した方に、 今回2,000円を支払うというような今回の提案をしておりますが、これは将来 的にこの地域通貨の2,000円でいいのではないか。もしくは3,000円でも地 域に落ちるわけだから、いいのではないかなというふうに考えます。例えば、買い 物は当然でございますが、この住民健診もこの検診率というのは、過去に先輩の議 員さんたちが発破をかけていただいて、私たちも尻を叩いていただいて、なるべく 参加するようなことを、いろんなことをやっていただきましたが、やはり参加する ことによってポイントをいただく。このポイントがよく各自治体であるような、1

ポイントとか2ポイント、つまり1円とか2円、もしくは1ポイントが0.5円とかのところっていっぱいあるんですね。つまり、10ポイントで5円のところがかなりあるんですけど、10ポイントは10円、100ポイントは100円、1,000ポイントは1,000円と、分かりやすいこの作り込みというところが必要になってきますし、町としてここが弱いなと、議員の皆さんだったり、町民の方だったり、駐在員さん、区長さんたちが、うちの地域はここが弱いというところに、例えばの話、財源さえちゃんとあるなら、きちんとそこにポイントを付ければ、非常に参加しやすくなりますし、町内のお店にも還流していくのではないかなというふうに思っております。非常にこのカードは分かりやすく、そしてこのカードには現金が貯まっているんですよというところをしっかり地域の方に理解をしていただくこと、広報をすること、これが非常に大事じゃないかと。それと、使い方がもうめちゃめちゃ簡単というところが、非常に必要なのではないかなと思っております。これはデジタル田園都市構想交付金を使って、半分は国からいただけるようになりますので、残りの分はふるさと応援寄附金で支払って、一般財源はゼロで持ち越しなしというふうにしたいと考え、提案をさせていただきました。

続きまして、番号で大きなところは、10番をお開きください。単独その他事業、 宿直業務委託事業ですね。宿直業務を委託することで、働き方改革に寄与しますと いうところであります。お正月以降に当町で宿直のときの、過去も遡って調査をい たしましたところ、飲食の実態があると、飲食、飲酒の実態があるということで、 飲食はいいんですけど、非常に町民の皆さんに御心配をおかけしたということがご ざいます。また、そこをきちっと手直しするために、全職員にアンケートを行いま して、どういうふうに見直したほうがいいかということで、ほとんどほぼ100% に近い答えが、ほぼ本当に九十何%だったと思います。この宿直業務は見直す、委 託することが必要だという御意見を聞き、最終的にこの当直業務を民間警備会社に 委託することで、職員の負担も軽減につながる。また、すべてシステム化すること で、人件費の削減にもつながるということで、今回提案をさせていただきました。 例えば、死亡届だったり、婚姻届だったり、いろんなことがあるかと思いますが、 もうほかの自治体では非常に進んでいる、この宿直業務の委託ですので、非常にス キーム的には組みやすかったわけでございます。事業費のほうも思っている以上に かからないというところで、298万円で現時点では計画をいたしているところで ございます。

そして、続きまして、次の横の12番、自治体ライドシェア実装委託事業という ところですね。これは議員の皆さまには御説明をいたしました。地域の交通空白と いうところは、その地域の実情に合った形で解決をしていかない限り、東京や大阪 の理屈を持ってこられても、もともとの環境が違うので、地域の実情に合った解消をするべきだというところで、今回、国土交通省のほうが準空白地域という定義を設け、また現状の運送法の改正を行わないでも、運用で改正できるところはすぐに行うということで、高森町もそれならばというところで、当初から参加しておりましたので、非常に国側のほうが、国土交通省側のほうがぜひ一緒にやりましょうということで、現在、高森町は自治体ライドシェア実装のこの事業に手を挙げているところでございます。

1,500万円の事業費ですが、書いてありますが、一部国庫補助金の活用予定と書いてあります。私が個人的に計算する中では、ほぼ一般財源から出すところというのは、3分の1以下に収まるのではないかなというふうに考えております。後日、採択通知、決定が来ましたら、この補助額のところがしっかり国の補助が付いてくるというところでございます。

また、このライドシェアの中身に関しては、議員の方も御承知と思いますので、 また委員会での説明も含めて、高森ポイントチャンネルでも、議決後には御説明を 担当がしていく予定でございます。

続きまして、ちょっと飛んで、23番ですね。その前にちょっと22番の高森町立学校施設改修工事に関しては、当然、今、中央学園構想だったり、いろいろ構想はありますが、これはスタートするには相当時間がかかりまして、喫緊に必要となる改修を行わせていただきたいというところです。特に高森中央小学校に関しましては、これのみではなく、今後も非常に老朽化が著しい部分がありますので、その都度その都度、議員の皆さまにお諮りをさせていただきたいと思います。ただ、議会の日程のこともありますが、やはりこの雨漏りもそうでございますが、その他の修繕で突然出てきたりすることがございますので、臨時議会も含めて、やはり対応していかなければ、生徒たちの学びの場の安全な確保というところが担保できないのではないかなと、今感じているところでございます。それぐらい修繕が今後増えてくるというふうに考えております。

23番、高森町子ども第三の居場所整備事業で、新高森町教育支援センター整備 事業です。これは公益財団法人のB&G、ものすごい大きい財団なんですけど、こ の2024年度子ども第三の居場所事業というのがありまして、ここに採択される のが非常に難しいんですが、ここに採択され、最終的には新高森町教育支援センタ 一の施設の整備につなげていきたいというふうに考えております。この公益財団法 人は、すべて民間資金です。その代わり補助率が100%です。こういうものとい うのはありません、ほかには。ただ、事業要件というのがありまして、ここにきち っと、これは資格もそうでございますが、経験もそうでございますが、とにかく仕 組みづくりが必要ということで、当町高森町の場合、現在の教育支援センターが十分この第三の事業所にマッチするのではないかと。民間ですけど、うちの場合民間ですので、役所は一旦間に入るだけですけど、ぜひともこの事業がいいのではないかということで、現在申請を行っております。非常に、この4月の頭には設置自治体が公表になるということでございます。事業費が5,000万円、補助額が5,00万円でございます。

続きまして、ふるさと応援基金活用事業に入らせていただきます。 26番の移住 定住促進新築、これは中古も含む住宅取得事業補助金、高森町内で住宅を取得しよ うとする方、これは移住定住促進事業として補助金を交付するというところでござ います。非常に額が大きな補助金に、現在提案を上程させていただいております。 これはふるさと応援寄附金の使途に大変マッチする事業でございまして、事業費が 1,300万円全額を基金のほうが出させていただきたいというふうに考えており ます。内容につきましては、書いてあるんですが、もっと細かいところは委員会等 も含めて御説明を担当者からさせていただきます。

続きまして、ページの未来のまちづくり事業継承基金活用事業、33番です。高森介護人材確保緊急3か年事業、1年目というところです。これは今回の草村町政の4期目の目玉の政策の一つでございます。町のこの介護福祉サービスを維持していくために不可欠な事業だというふうに確信をもっています。そのためには、国や県の今の介護人材の位置づけ自体が甚だ低いところに、ケアマネジャーさんたちの位置づけ自体が、福祉の中でも違う位置づけですので、これは国に対して今後、国政もそうですが、県もそうですが、どんどん発言をしていくべきだと思いますが、そんなのを待っている時間は、過疎自治体の私たちにはありません。ですので、任期の3年というところで、緊急3か年事業というところにさせていただきました。内容に関しては、非常に細かくつくっております。もう既に担当の津留課長、代宮司係長が総力を挙げて頑張られて、この政策をつくっていただいております。中身に関しましては、ぜひとも議員さんのほうからいろいろ御質問をまたいただければというふうに考えております。

続きまして、未来のまちづくり事業継承基金活用事業で、36番をここをちょっと補足を私が入れさせていただきたいので、この議場で発言をさせていただきたいと思います。パパママ応援在宅育児支援手当の拡充というところで、この事業は令和5年度に、つまり現在、1年前からスタートした事業でございます。つまりゼロ歳児から3歳児まで、保育園に預けることなく、御自宅で、やはりこの一番大事な家庭を、子どもの成長を共に保育していくという家庭に対してはというところでの補助金ですが、これを拡充をするという御提案でございます。これは現時点では、

保育関係者と一部の方や詳しい専門の方は大変前向きに意見交換の中で、担当と話されておりますが、提案者の私とすれば、これはもうちょっと中身を完璧にして提案する、つまり6月、9月というところもありましたが、決まったらスピード感をもって開始をしたいということで提案をさせていただきました。つまり、どこが一番大事かといいますと、この総額の金額の妥当性というところに関して、例えば誤差が1,000円出たり、500円出たりするところ、また場所によってちょっと違ったりするところも出てくるかも知れません。そこは協議の上で決定をしたいというふうに思っております。担当の課長及び担当の職員は、補正も考えておりましたが、私としては当初予算で議会のほうに提案をいたしまして、その旨も説明した上で、決まったらスピード感をもって開始できるというところで御提案をさせていただきました。機能もこの妥当性については、現時点では問題ないとは思っておりますが、より詳細にそこは協議したいというふうに考えております。

続きまして、学校給食費負担軽減支援事業、これも未来のまちづくり事業継承基金42万円ですね。これは給食費の値上がり分を、どんどん今上がっていっております、正直申し上げまして。その値上がりの分はこちらで、町で負担したいと、補助をしたいというところで、差額補塡を実施する事業でございます。

また、最後の44番の次世代定住促進奨学資金貸付制度に関しては、先ほど村上局長のほうから条例提案があったところでございます。また、8番、後藤三治議員からの御質問があって、現在、これは返している方がいるのかという御質問に関しましても、教育委員会のほうがその後把握をいたしておりますので、委員会や、もしくは議員さんのところでしっかり御説明をする、村上局長のほうからするようになっておりますので、よろしくお願いしたいというふうに思っております。

以上、令和6年度当初予算の概要について御説明をさせていただきました。よろ しく御審議の上、何とぞ御賛同賜りますようにお願いをいたします。

- ○議長(牛嶋津世志君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。1番、白石豊和君。
- 〇1番(白石豊和君)1番、白石です。

当初予算のページの74ページの民生費の河原総合センター管理費の廃目について御説明いただければと思います。

- 〇議長(牛嶋津世志君)総務課財政係長、木村允哉君。
- 〇総務課財政係長(木村允哉君)1番、白石議員の御質問にお答えいたします。

予算書の74ページ、河原総合センター管理費が廃目というふうになっておりますけれども、こちらにつきましては担当課とも相談をいたしまして、予算書の133ページ、社会教育施設費のほうに同じ目の中で、その他の総合センター等と予算

の管理が一括でできるように、こちらの目のほうに移設を令和 6 年度から行っております。

以上です。

- ○議長(牛嶋津世志君) ほかに質疑はありませんか。6番、後藤巌君。
- ○6番(後藤 巌君)町長にお尋ねしたい件が1点ございます。この財政調整基金、これにつきましては、先ほど説明で引き継いだときは6億円、そして今R4で約22億円という数字になっています。これにつきましては、町民の皆さまもコロナの給付金で1人10万円の給付があったとき、あれを素早くできた理由の一つの中に、財政調整基金を取り崩して、そこからまず給付をして、そして国から入ってきて埋めたというような活用もしました。先ほど町長の説明にもありましたが、積み上げるのは本当にすごいことだと私も思うんですけど、実際にじゃあこれをどう使おうか、例えば今町長の頭の中に、これをどういうことで使いたいとか、先ほど中央学園構想の話も出ました。これで校舎を新しく整備する、そういう費用に使いたいとか、例えば町長の頭の中に、この財政調整基金をこういう目的に使えたらいいなというのが、構想であればお教えいただきたいと思います。よろしくお願いします。
- 〇議長(牛嶋津世志君)町長、草村大成君。
- ○町長(草村大成君)後藤巌議員の御質問にお答えいたします。

私の予測では、令和5年度の今年の3月末に特交も入ってきます、価格が確定しますし、若干また増えるのではないかなと、私自身は思っております。今、目の前で頭に浮かぶことというのは、先ほど言ったように、いざというときに使えるお金を持っておかなければいけないというところでありますし、これから50代の課長さんが1人しかいないような高森町の役場になります。若い課長さん、若い係長さん、課長補佐さんの中で、やはり経験値が不足しているというのは、これは年齢構成上、仕方がございません。そういう中で、ミスがあったり、もしくは若いからこそ提案が出てきたりするときに、やはりまちづくりのために使っていけたならいいのじゃないかなというふうに思っております。財調を崩さなくても、現在、未来のまちづくり基金だったり、その人材基金だったり、基金がエンタメの基金だったりというところにも積み上げていますので、あまり財政調整基金を崩さなくても、現状、今回提案したレベルの事業だったらやっていけるのではないかなというふうに考えております。

また、本来であるならば、攻めの姿勢に出るとするならば、行政がなかなか法律 上、非常に難しいところはやっちゃいけないんですけど、例えば投資の部分、そう いうところで何らかの形で利を生んでいくような形にできる時代が来れば、例えば 今のいろんな農業用水の基金とかもそうですけど、全国の自治体、利子がいい頃は良かったんですけど、それからもうどんどん目減りしていって。これはうちだけじゃない。もうどこもそうですけど、そうなっていっているわけですね。だから、お金があるうちにリターンが大きいところに投資していくというようなところ、例えば国債のみならず、ほかのやつというところも含めて、そういうところの一つ踏み出すところをぜひ本来であるならば、私は考えるべきではないかなというふうには思っておるところでございます。

以上です。

- 〇議長(牛嶋津世志君) 6番、後藤巌君。
- ○6番(後藤 巌君)言われてしまったんですけれども、この基金の運用というところを考えるべきと。例えば使わない、使えないというか、これはきちっと残しておくと。目的別の基金で対応する、財政調整基金はきちっと確保しておくというならば、先ほど説明がありましたが、基金を運用する、運営するというか、そういうことも一つ視野に入れる必要があるんじゃないかということを、先ほど町長もおっしゃったので、私のほうから提案はいたしませんが、やはりそういう時代がやってくると思いますし、先ほどこれからはこの40代の皆さまが課長となり、運用、運営していくという時代が必ずやってきますから、そういう将来的なことも一緒になって考えて、これが最終的に町民の幸せにつながるというお金にするという意思の下でやっていければいいかなとは思っています。

私からは以上です。

- 〇議長(牛嶋津世志君) 4番、佐藤武文君。
- 〇4番(佐藤武文君) 4番、佐藤です。

予算書の95ページ、農業活性化施設費で4トンユニック車1,485万円で備品購入ということになっていますけど、恐らくその財源としては県補助金の環境保全型農業総合支援事業補助金675万円が充てられると思うんですけれども、その補助残はどうなるのかお伺いします。

- ○議長(牛嶋津世志君)農林政策課長、芹口孝直君。
- 〇農林政策課長(芹口孝直君) 4番、佐藤議員の御質問にお答えさせていただきます。 議員さんのおっしゃられるとおり、補助は環境保全型農業総合支援事業の単県の 2分の1の補助事業となっております。

補助残については、一般財源の予定となっております。 以上です。

- 〇議長(牛嶋津世志君) 4番、佐藤武文君。
- ○4番(佐藤武文君) 4番、佐藤です。

この4トンユニック車についてはですね、令和5年度予算で確か127万円のリース料が組まれていたと思いますし、令和6年の予算でも76万2,000円組まれていると思います。合計すると200万円を超えるわけですね。補助残は一般財源ということですけれども、この1,485万円から補助を引くと800万円ぐらい負担することになると思うんですね。ですから、8か月間で200万円のリース料を払って、また今度800万円一般財源で負担しないといけない。なぜ、この新車を買わなければいけなかったのか。もしかしたら、これは中古車でカバーできたんじゃないかなと思うんですけれども、そのへんについてはちょっと答弁をお願いしたいと思います。

一方では、例えば概要書の14、e-スポーツでは財源が一般財源は使えませんといいますけど、集落支援員の活動費を充てる。私はこれを堂々と書くのはいかがなものかというふうに思っています。そのへんの整合性をちょっと答弁いただきたいと思います。

- **○議長(牛嶋津世志君)**農林政策課長、芹口孝直君。
- ○農林政策課長(芹口孝直君) 4番、佐藤議員の御質問にお答えします。

機械借上料として、本年度も、すみません、リース料となっておりますが、実際は機械借上料で、1か月ごとのレンタルとなっております。その分が令和6年度も購入までの期間として計上させていただいておる次第になっております。

佐藤議員がおっしゃられるように、中古車、こちらの検討もしましたが、中古のこのユニック車をすぐに手配をするというところが、いろんな業者さんに相談しましたが、なかなか難しいというところで、緊急で9月議会のほうで機械借り上げのほうを上げさせていただいております。

それと、令和5年度で新車を購入した場合、補助率がこれは50%とありますが、5年度分については県の単県のこの環境保全型農業総合支援事業の配分のほうがあまり残っていないということもありますので、採択される額も50%は来ないというようなお話もちょっと聞きましたので、令和6年度に新車を購入することが一番ベストであるかなというところで、今回計上させていただいてとおります。ユニック車については、以上となります。

- ○議長(牛嶋津世志君)健康推進課長、津留大輔君。
- 〇健康推進課長(津留大輔君) 4番、佐藤議員の御質問にお答えいたします。

UD-eスポーツの追加導入ということで、1台分の新たなセットの購入を、今回予算計上しております。この購入の財源としましては、ここに記載していますとおり、集落支援員の活動費を財源として購入をする予定でございますので、そのままを今回この概要書に記載した次第でございます。

以上です。

- 〇議長(牛嶋津世志君)4番、佐藤武文君。
- ○4番(佐藤武文君)アグリセンターのユニック車の件につきましては、また産業厚生常任委員会で、また御審議いただくかと思いますので、私からは以上です。
- ○議長(牛嶋津世志君)ほかに。10番、佐伯金也君。
- **〇10番(佐伯金也君)** 10番、佐伯でございます。

令和6年度の当初予算、財政担当の方も一生懸命考えられたんではないかなというふうに思います。予算編成の諸原則のある中において、町長のほうも概要書を説明される際に述べられましたとおり、うちの場合はふるさと納税で多額の寄附をいただいておりますので、それを財源としていろんな事業ができておるということと、国・県の支出金が非常に多いから、それに基づいてやっていくと。しかしながら、国・県の支出金が多いといって安心するというのはちょっと甘いもので、全額の補助というものはそうはざらになくて、5割とか6割とか3割とかある。その残債分については一般財源であったり、地方債であったりということですから、逆に高森町の財政を圧迫するような国や県の事業もあるかなと思っております。その中でうまく財政担当においてはやりくりをされたなと思います。

昨日も私は一生懸命見てきましたけれども、俗にいう一般財源というその中に含まれている寄附金は、寄附金については特定の目的を除いた、なんでも使っていいですよという、単純に高森町に寄附をしていただいた寄附金、繰入金についても使途が明確でないもの、要するに前年度の残っておった予算をそのまま入れたもの、繰越金については純粋に準余剰金であるということですね。特定財源については寄附金で使途が指定されたもの、これが町長が言われたいろんな事業をする際において、ふるさと納税のサイトで書かれておるその目的に沿う形の基金のほうに入っていって、それが事業費にいくわけで、うまく寄附金を振り分けられたなというふうに感心をいたしております。

本来は、私は監査の場でも見ておるんですが、本来はふるさと応援基金も一般財源の中に一度は組み入れますから、一般財源として見るのも当然じゃないかなというふうに思います。8番議員さんが言われたとおりですね。解釈的には、この概要書の中で一般財源ゼロですよと、この基金から出しますよと言われるけれども、結果的にはこれは一般財源といえば一般財源だよねというふうに取れる。しかしながら、目的が決まっておる寄附であるから、特定財源と分けるとそういうふうな基金を歳出の科目の中に入れられても、それは仕方ないと思います。

 れたときに、経常財源であったり、臨時財源であったりするものを、うまくそのバランスを考えて運営させていくと。それをやっていって、将来にわたって財政指標の目安が改善されていく。今もいいんだけれども、今のいい時期、いい財政運営を存続させていくことが可能になってくる。そうすることが、私は必要であると思います。自主財源が予算に占める割合が高いほど、財政力には余力があるといわれておりますので、そういうふうなことを頭に入れて、財政係については頑張っていただきたいというふうに思います。

そこで、今回の予算書の中で、6ページにシステム化や業務委託、初期投資でDX化が進むということで、債務負担行為が計上されております。人口減少の中で他の事業を圧迫してこないのかなと、この債務負担行為が。そういうふうなことを心配するわけでございますけれども、それがこの債務負担行為から次に特に考えらなければいけないのは業務委託であったり、ソフトの委託をした場合について、今いろいろと住基ネットの改善とか、住基ネットを改良することで、またそれの委託料が嵩んでくるということ。これが単純にもうそこのソフト会社がそれを受ければ、それがもう永久にその会社がやっていくということじゃなくして、競争させていくことも必要ではないかなと、そういうふうな似通った事業をされておるところも、その同じテーブルに挙げていって、町が出すいろんなその業務委託料であったり、システム構築のための委託料であったりするのを少しでも下げていくこと、それがまた5年、10年後にメンテナンスであったり、改造するときに影響してくるんじゃないかなと思っております。

それと、44ページ、高森光、これはいつも政策推進課長にも言っておるんですけれども、高森光に委員報酬や費用弁償が支出されておるんですね。私のところに、いつも言っていること、NTTのADSLが3月31日で終わりますよと。それに合わせてヤフーBB、ソフトバンクの契約も切れますというふうに言われて、その後のインターネットのつなぎ方は、それぞれで考えてくださいというふうに手紙が来ております。うちは事務所があって、事務所のほうは高森光でつないでいるんだけど、自宅のほうは今までADSLが本線でありましたから、それを利用して安い料金でインターネットと接続をさせていただいておりました。しかしながら、今後はもう無条件にそれがなくなるということになってくると、どこかと契約をしなければならないわけで、そうなったときに、大体3,200円ぐらいで私はADSLをつないでいたんですが、今度は高森光となると5,000円ぐらい払うわけですね。もういやおうなしに町内におる方たちは高森光でつなぐか、コンセントに差し込むやつでいくのか、そういうふうになってくると思うんですが、これだけ高森光に対して行政が携わっておるのであるならば、やっぱり住民の福祉向上のためにも、

料金設定の見直し等を早急にやる協議というのは必要になってくると思いますから、 それについてどのような協議、その現状においてそういうふうな話題が出ておるの かということをお聞かせをいただきたいと思います。

それと、53ページに、TPCの人材派遣委託料が書いてございます。これは監査のときにも申し上げました。人材派遣委託料が組まれて、実際、TPCにおる町の職員、正職員が何人かというと、2名しかいないということなんですね。ほかは派遣職員であったり、地域おこし協力隊であったりすると。このTPC事業というのは、町長の肝いり事業で、町が情報を町民に発信する。そして、いろんなことを皆さんたちと共有する。これは一つの目的に向かって、TPC事業をやっておるわけですが、これはいつになったら高森町が独り立ちするんだろうかなと思います。いつまでも人材派遣であったり、地域おこし協力隊であったりということであるんじゃなくして、職員で本当にやっていくのか、それともTPC事業自体を指定管理者であったり、管理委託をするのであったり、第三セクターでやっていったりと、そういうふうな方針というものをもうぼちぼち考えないといけない時期に来ておると思います。TPCが発足して10年ぐらいしたなら受信料を取ると言われておりますけれども、まだ受信料を徴収には至っておりませんが、それについてもやはり今後どういうふうな体制でやっていくつもりがあるのかというのをお聞かせをいただきたい。

それと、ページ55ページ、総合センター等の改修設計業務委託があります。先ほど、高森駅の契約の変更のときに申し上げました、設計料が異常に高い。近頃はもう本当に高いわけですね。そういう中において、高いなら高いなりに精度よく設計を調査して、設計をされるんだろうと思うんだけれども、実際、実行に入ったときにまた変更が来るということが僕はありはせんかと。もう本当に疑心暗鬼です、この設計については。これはどこまで信用していいものだろうかと、私は思っております。ですから、この根拠、設計業務委託のこの金額について、だったらこういうふうな金額になりましたというのが分かれば教えていただきたいと思います。

それと、57ページになるのかな、南阿蘇鉄道の関連予算が組まれておりますが、 直近の収支状況、利用者数、令和5年12月までの分、大体分かりましたら教えて いただきたいと思います。

それと、ページ103ページ、商工費、オーバーツーリズム解消事業負担金、地域おこし協力隊ワークショップ開催負担金、これについて内容をお聞かせをいただきたいというふうに思います。

あと114ページ、これが一番重要です。防災無線、これが予算を組んでございますが、1月から朝6時のキンコンカンと8時がなくなりました。私は、布団に入

っていて6時にキンコンカンが鳴って、ああ6時かと。そして、7時になって、7時ぐらいまで、まあ6時半ぐらいに起きる。そして、1日が始るわけですが、なかなか1日のリズムがそこで崩れてしまったような感じがあります。特にお年寄りなんかはそうであったかなと思います。8時についてはもう夜の暗い時間にキンコンカン鳴らなくても、僕は別にいいと思うんだけれども、ただ防災無線を設置してからこの方、6時、8時、12時、6時、8時と鳴ってきた、その防災無線が、突然として6時、8時の防災無線がなくなったという理由をお聞かせをいただきたい。私は、8時はなくてもいいけど、6時はあってほしいなと思う。朝の8時はなくてもいいけど、朝の6時はあってほしいなと、そのように考えております。ですから、その理由を私はお聞かせをいただきたいと思います。

それと、あとページ118ページ、教育委員会、心の相談員委託料が組まれております。話を聞きますと、まだ高森小中学校あたりには学校に保健室登校であったり、不登校であったりするという児童生徒がおられるというお話をお伺いいたします。私どもも、今学校のほうに出入りしておりませんから、その内容については把握をいたしておりません。高森の町立小中学校については、ICT教育で学校に行かなくても自宅からでもできるように、タブレットを1人1台持たせてある。ですから、何らかの理由でやっぱり不登校の子たちの場合については、そういうふうに遠隔授業というのもやれるんじゃないかなと思っておりますが、実際、不登校で学校に行けない子どもたちがどのくらいいるのかどうか教えていただきたい。その子たちに対して、どういう対応をこの心の相談員委託料、この心の相談員の方たちがどういうふうに携わっておられるのかというのをよろしくお願いをしたいと思います。

それと、今の質問と関連しますが、119ページ、ICT支援員サポート業務委託、これはICT支援員サポート業務委託、これは支援員とサポートというのは、英語でいえば同意語になるような気もしますけれども、どういうことをされるのか、この業務委託でですね。それの内容についてお聞かせをいただきたいと思います。

それとあと、これはクリルオンライン英会話プログラム実施委託ですかね、この 内容とこの成果等が上がっておればお願いしたいと思います。

一番最後に、高森高校の支援が、午前中にお話しました。あれだけの支援をやっている自治体が全国にどれだけあるのか。県立高校を予算を投入して、そこの自治体が応援しておると、そういうふうな高校、自治体が全国にどれくらい存在しておるのか、そういうのが分かれば教えていただきたいと思います。

以上です。

〇議長(牛嶋津世志君)今、10番、佐伯議員が質問がちょっと多岐にわたりましたの

で、一回ここで暫時休憩を入れて、3時35分から開始したいと思いますので、よろしく。休憩いたします。

○議長(牛嶋津世志君)休憩前に引き続き、会議を再開します。

今、多岐にわたり質問がございましたので、ページ数から順次追っていきますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず、ページ44ページ、政策推進課長、岩下雅広君。

○政策推進課長(岩下雅広君) 10番、佐伯議員の御質問にお答えいたします。

高森光の料金設定の件についてでございますが、一応今現在、高森光とのこの契約というのが、令和6年度末までの契約となっております。この令和6年度におきまして、現在も行ってはおりますけれども、高森光くらし検討委員会という委員会の中で時期の契約、もしくは契約更新について、今、協議検討をしているところです。その委員会の検討内容の途中経過も含めて、高森光のほうに申入れをしていきたいと思いますが、今現在、高森光を特にインターネット回線を御自宅に引込みをされる場合、初期費用というのがもう今無料となっております。そこの初期費用のことを考えると、ほかの光サービスの料金と比べると、高いほうではないのではないかと思われます。ただ、町のほうからも次期の契約更新もありますので、その前に申入れはしていきたいと思います。

以上です。

- ○議長(牛嶋津世志君)続きまして、ページ数は53ページ、TPC関係はTPC事務局長の二子石誠君。
- 〇TPC事務局長(二子石 誠君) 10番、佐伯議員の御質問にお答えします。

御質問の内容がTPC事業の方針、今後の体制についてだったかと思います。まず、ケーブルテレビを運営している市町村、ほかの市町村を見てみますと、指定管理者等で行っている市町村が多く見受けられます。ただ、高森町につきましては、行政主体で現在運営をしているところでございますが、これはやはり町の情報、行政の情報を住民さんにいち早く発信するには、やはり職員が運営していたほうが一番いいという考えの下、行っているところでございます。

しかし、職員はやはり異動がつきものでございまして、現在、TPCは現時点では職員、私は兼務でございますが3名、協力隊4名、あと光関係の会社からの出向職員2名という体制で行っております。

先ほど言いましたように、職員は異動があります。また、協力隊員につきましては任期が限られておりますので、どうしても異動の際とか運営が不安定になる恐れもありますので、やはり光の関係会社からの出向で、安定した運営を行っていきたいというふうに考えております。

また、この出向の方の人件費につきましては、特別交付税の措置を受けております。

また、例えば番組をつくること自体を委託するとかいうふうになりますと、特別 交付税の対象外というふうになりますので、今の体制がベストかなということを考 えております。

以上です。

- ○議長(牛嶋津世志君)続きまして、55ページ、総合センター関係の案件だったので、 総務課長補佐、植田雄亮君。
- ○総務課長補佐兼総務係長(植田雄亮君)それでは、10番、佐伯議員の御質問にお答 えさせていただきます。

総合センター等リニューアルに係る設計業務の委託につきましては、その積算根拠ですけれども、国土交通省が発行しております官庁施設の設計業務等積算要領に基づきまして積算を実施しております。

改修設計に係る設計の積算なんですけれども、総合センターにつきましては2,060万3,000円、庁舎2階議場、こちらにつきましては1,115万4,000円、合計の3,175万7,000円となっております。ただ、先日、皆様の前でも御説明しましたとおり、この建物、また総合センターにつきましては、新耐震基準となった年度とほぼ同年度に竣工されております。それを含みますと、しっかりと町民の方々に広く使用してもらうためには、その安全性を担保する必要があると思っております。そのために、その際、設計と同時に耐震診断も行っていきたいというふうに考えております。その費用も含んで、当初予算のほうに計上させていただいております。

以上です。

- ○議長(牛嶋津世志君)ページ57、南鉄関係、政策推進課長、岩下雅広君。
- 〇政策推進課長(岩下雅広君)10番、佐伯議員の御質問にお答えいたします。

南阿蘇鉄道の直近の輸送人員の状況ということでお答えさせていただきたいと思います。12月に再生協議会が行われまして、そのときの資料でちょっと比較しやすい数字がありましたので、そちらをお答えしたいと思います。

平成27年7月から9月と、令和5年の全線開通、運転再開してから7月から9 月の比較をしたいと思います。まず、平成27年が7万8,403名に対しまして、 令和5年の同時期になりますと、7万9,243名となっております。運賃収入もこれに比例して、また増加しているものと思われます。ちょっとその資料が手に入らなかったんですけれども、人員はこのように増えております。

以上です。

- ○議長(牛嶋津世志君)ページ103ページ、オーバーツーリズム、政策推進課長補佐、 馬原孝平君。
- 〇政策推進課長補佐(馬原孝平君) こんにちは。10番、佐伯議員の御質問にお答えさせていただきます。

オーバーツーリズムの解消事業と地域おこし協力隊ワークショップ開催事業についてだったかと確認しておりますけれども、こちらオーバーツーリズムの解消事業につきましては、別紙概要書の32番のほうに詳細記載させていただいておりますが、交流施設の完成により、今後の観光ハブ施設としての活用が期待されている高森駅及びその周辺の年間を通じた賑わい創出、オーバーツーリズム解消を行うための事業として経費を計上させていただいております。

具体的には、キッチンカーの配置やイベント等を企画・実施するとともに、交流 施設を含めた将来的なオーバーツーリズムの解消施策の検討・展開を行えればと思 っているところでございます。

また、こちらの予算につきましては、令和5年度に南阿蘇鉄道全線再開イベント 委託料として予算化しておりました部分の経費の削減により、残額が出た分を今回、 第2弾として計上するものでございます。

また、地域おこし協力隊ワークショップ開催といたしましては、現在、高森観光 推進機構のほうで商品開発を行っている地域おこし協力隊の活動の一環として、活 動費を活用して食を活用したワークショップを実施するよう計画中でございます。 以上でございます。

- ○議長(牛嶋津世志君) 続きまして、114ページの防災無線の件につきまして、総務 課長、岩下徹君。
- **〇総務課長(岩下 徹君)**佐伯議員からの御質問にお答えさせていただきます。

防災無線につきまして、朝6時と夜8時をやめた理由ということでございますが、 高森町も、私が役場に入ったのがもう三十数年になりますけれども、恐らくそれ以 前からだと思います。朝6時、8時にも防災無線を鳴らしていたことだろうと思い ます。そのときから時代の移り変わり、生活スタイルの多様化といったところでし ょうか、住民の方、特に若い方々からのクレームが多くなってまいりました。

それから、本議会の一般質問の中でも、議員さんからの防災無線についての質問 もございました。そういったことを受けまして、担当課ではほかの市町村がどうい った状況なのかというところも調査させていただきました。やはり都市部はもう特に鳴らしていない。阿蘇管内でも、例えば正午の12時だけにしか鳴らしていないところ、あるいは12時と夕方の午後7時だけの2回とか、そういったところがございます。朝6時に鳴らしておりましたのが、本町と別の村1か所だけでございました。結局、やはり時代の移り変わりで、どこの町村もそうやって特に朝早い時間帯、あるいは夜遅い時間での無線放送をやめたというふうに、私は理解しております。そういったところで、高森町もやはり朝6時と夜の8時の防災無線をもうやめるという方向に進みました。

そういったところで、12月の駐在員会議ですとか、高森ポイントチャンネルあるいは回覧板等で、1月に入りましたら防災無線を6時と8時の防災無線はやめさせていただきますということで周知をさせていただいた上で変更をさせていただいたところでございます。

以上、どうぞ御理解いただきますようにお願い申し上げます。

- ○議長(牛嶋津世志君)次、118ページ、子どもの居場所、不登校の件だったと思います。教育委員会、石井審議員。
- ○教育委員会審議員(石井佑介君)10番、佐伯議員の御質問にお答えいたします。

教育委員会のほうには、大きく4点御質問が挙がっておりましたけれども、私の ほうからはまず心の相談員の業務委託について、そしてICT支援サポート業務委 託について、3点目がクリルオンライン英語プログラムについて、回答させていた だきます。

まず、1点目の心の相談員業務委託につきましては、最初に全国の不登校の状況についてお伝えいたします。昨年度の調査によりますと、全国では小学校で約60人に1人、そして中学校では約17人に1人が不登校の状況にあるということで、過去最多の30万人に達しているということで、中学校においては直近3年間で4%から6%に増加しております。

そのような中で、本町としましてもしっかりとそれぞれの多様化する子どもたちに対応するために、充実した支援体制を整えるために、心の相談員の配置、もしくは町費負担教職員の配置等、しっかりと学校の体制を整えているところです。

その中のひとつが心の相談員業務委託で、現在、心の相談員は中学校のほうに常時勤務していただきまして、日中、教室のほうに入れない生徒への別室登校対応を行ったり、その学校に来れない子どもたちの家庭のほうに訪問して、しっかりと学校とつなぐパイプ役として、毎日努めていただいております。

本町の不登校の今現状としましては、本年度、小学校のほうが4人、中学校のほ うが4人が、いわゆる様々な理由によって学校に行けない状況にあるというところ です。

高森中学校のほうは、その4人の子どもの中でも、家庭からオンラインで入るということもありますし、別室登校したときには、その別室のところから教室の授業のほうに参加するという体制も整っております。少しずつ、その子の実態に応じて、最終的にその子の学びを保障しつつ、教室のほうへの復帰も狙いながらサポートしてもらっているところです。

中学校は、その心の相談員が常時おりますけれども、小学校のほうには心の相談 員は配置しておりません。その分、今年度から高森町教育支援センターを設置して、 町内全域の小中学生を対象にサポート体制を整える事業を開始しております。教育 委員会が設置して、民間事業の、一般社団法人のほうに業務委託をしまして、運営 のほうをしていただいているところです。

また戻りますけれども、不登校につきましては各学校でしっかりと個の状況に応じて丁寧に対応していただいているところです。中学校では心の相談員が教科担任等とも連携してサポートを行いながら、小学校では主に現在は高森町教育支援センターが大変大きな役割を担っているところです。

続きまして、ICT支援員サポート業務委託につきましては、名称がちょっと混乱を招いてしまったかも知れませんけれども、ICT支援員によるサポート業務委託ということで、ICT支援員にしっかりと学校のICTの機器の管理やメンテナンス、あと授業のいろんな、先生方のソフト作成のサポートとか、そういったことを継続してやっていただいております。本年度からは各学校1人体制で、より手厚く先生方のサポート、子どもたちのサポートが充実しているところです。

最後に、クリルオンライン英語プログラムにつきましては、予算概要書別紙の43にございますが、公立学校では全国初となる教育課程内におけるクリルオンライン英語プログラムの実施ということで、今年度はパイロット事業として無償でまず開始を行っております。小学校1年生から中学校3年生まで、全学級で今年度は実施を行いました。その今年度のパイロット事業を受けて、来年度は完全実施するにあたり、小学校3年生から中学校3年生を対象に全20クラスで週1回、年間35時間実施する計画を立てております。

小学校1年生・2年生につきましては、高森町では英語教育推進委員会が設置されておりまして、保・幼・小・中・高の連携した英語教育のさらなる充実を図っているところです。その中で1・2年生におきましては、保育園・幼稚園との連携をしっかりと図りながら、3年生の英語教育への接続をしっかりと図るというところで、外国語活動を実施してまいります。

クリルというものが何かということは、この概要書に書いてあるとおりでござい

ます。

さらに、英語教育支援員の業務委託としまして、さらに今年度、予算計上しておりますけれども、このクリルオンライン英語プログラムに限らず、英語教育、各学校で3年生以上から英語科が始まりますけれども、そことあと、このクリルのサポートとして、英語教育の支援員を3名配置で来年度はスタートをさせていただきたいというふうに考えております。

以上、私のほうからの回答を終わらせていただきます。

- ○議長(牛嶋津世志君)教育委員会事務局長、村上純一君。
- ○教育委員会事務局長(村上純一君) 1 0 番、佐伯議員の御質問にお答えいたします。

最後に質問いただきました地元自治体が地元の高校にどれだけ支援している学校があるのかといった御質問でございました。冒頭、総務文教常任委員会長から御報告のとおり、総務文教常任委員会の研修に私も同行いたしまして、その際に調べた情報ですが、地域未来留学という制度を採用している自治体が全国に119校ございます。ですので、私立学校までは調べに及んでおりませんが、最低でも119の公立学校の支援を自治体が行っているといったところで、私たちの調べているところでございます。

また、通告で、一般質問で児玉議員からあっておりますが、地域未来留学制度はその高校が留学を受け入れるのと併せて、その地元の自治体が受入体制、下宿であったり、寮であったり、そういったことを提供するというのが条件になっておりますので、それに合わせて、先日視察しました自治体も、通学の支援であったり、寮費の支援であったりを手厚くやっておりますので、そういった自治体が全国にも数多くありまして、やはり例にもれず募集がとても少ない状況で、そういったところに支援が入っているといった状況でございます。

以上です。

- 〇議長(牛嶋津世志君)今、10番、佐伯議員の質問、ページ数によって今流しましたが、佐伯議員、漏れはないですね。10番、佐伯議員。
- **〇10番(佐伯金也君)** 10番、佐伯です。

執行部の皆さん方、突然のページ数での質問、申し訳ございません。大変だった というふうに思っております。

それぞれ各事業の中で皆さんたちが検討に検討を加えてされておるわけでございます。それぞれ答弁をしていただきましたからよろしいんですが、ただTPC等についてはやっぱりその職員の運営が望ましいということでございますが、現状、職員数は2.5名なんですね、大体、町職員はね。兼務ですから、局長は。人材派遣会社から、要するに光の関係会社のほうから出向で2名ということでありますし、

地域おこし協力隊が4名入っておられるということでございますけれども、やっぱり肝いりの事業であるならば、事業らしく、もうちょっとその体制というものを今後は考えていっていただきたいなというふうに思います。大変難しい、これは仕事だと思うので、役場の職員にテレビ局のようなことをしなければならないということで、難しい事業ではあると思うんですけれども、やっぱりこれを成し遂げたときには、大変な達成感も生まれてくるんじゃないかなというふうに思いますので、特に将来は受信料を皆さんから取らなければならないような状況にもなってくると思います。そのときに、皆さんたちが心安く受信料を納めていただくような放送内容にしていくためにも、そこあたりを十分検討をしていただきたいなというふうに思います。

それとあと、総合センターの設計業務委託、今、植田君のほうから説明がありました。耐震化のほうも一緒に診断をしながらということで、大変だと思いますよ。ただね、これは見えている部分じゃなくして、中の部分まで一緒に見ていくものだから、後からの追加とかね、実際実行にあたったとき、審査、要するに耐震を分析をして、耐震の度合いを見て、そしてリニューアル、用途の変更をする工事に入ったときに、ああ、これはこういうはずじゃなかったというのを、私は一番嫌うんです。要するに、値段をこぎってやっているわけじゃない。要するに、言われたとおり、国交省のほうの基準を基にやっておられる。国の基準を基にやった設計委託料ですよ。これが自治体とか個人の設計委託料を基準にしとるならまだ下がるんです。それを国の基準でやるということで、ある程度の余裕をもった形での設計委託料であるならば、事業に入ったときに、ああ、ここは違ってた、ここは想定していませんでしたとうことが、実際狙いなんです。これが出たら、やはりその設計業者の方に、その分についてはふるさと納税してもらわなければいけなくなるんじゃないかなというふうに思いますよ。ですから、そのへんについての対応もよろしくお願いをしたいと思います。

あと、オーバーツーリズム、地域おこし協力隊、商工費のほうで、今、馬原君のほうから御説明がありました。観光推進機構のほうを一度お邪魔させていただきましたが、大変盛況、もう非常ににぎわっておりました。駅が今から先、工事が終わって、いろんな方たちが入って来ると、まだにぎわってくるんじゃないかなと思います。そうなったときに、あそこでいいのかどうかなというのもありますから、やはりその分についても今から先、ワークショップをするなりするときに、一緒に考えていただきたいなと思っております。

それと、防災無線、これは総務課長が時代の流れ、時代の流れと言われますが、 私たちは時代の流れにまだ乗っておりません。高森町は高齢化率が4割を超してお

ります。その方たち全員が時代の流れに乗っていないとは言いませんが、乗ってい る方もいらっしゃいますが、しかしながら、やはりその6時のチャイムを無くす、 8時のチャイムを無くすというのが、そのどこから出たのか。要するに、議会から の質問があったからと言われましたけれども、若い方からの要望ということである なら、じゃあ私が今回、6時のチャイムを戻してくださいと要望したら、あなたは 聞きますかという話です。だから、やはりね、こういうふうにね、長年やっていた ものを変えようと思うときには、よっぽど鉄板な根拠というものをしてもらわんと、 どこから出たか分からないようなクレームで、それにいちいち反応していたら、私 は切りがないと思います。私にも送り主不明の手紙がよく届きます。佐伯議員、あ なたならできるでしょうとか、佐伯議員、あなた頑張ってくださいとかいうのが出 てくるんです。特に町長がいろいろ新聞に出たりすると、熊日さんお出でですが、 出たりすると、その後に私に来るんです、送り主不明で。佐伯議員、あなたしかい ないといってくる。僕だけじゃない、あと9人おりますよと私は言うんですが、で もそれを言いたいんだけども、それが言えない状況です。それと一緒で、こういう ふうにね、やはりもう若い人の声というふうに釈然としない、若い人というのが幾 つぐらいからが若い人か分からないんだけれども、そういうことをするよりも、や はり2,700世帯、いつも住民福祉課かな、健康推進課かな、アンケートを出し てたね。それと、企画も一回アンケートを出したんじゃないかな。そうして、送っ てきたから。そういう形でね、やっぱりそういう声が上がってくるのであるならば、 本来は2,700世帯に対して、要するに防災無線のチャイムの時間、6時、8時、 12時、6時、8時というのを書いて、あなたたちが一番希望するチャイムの時間 はどれですかという形で丸で印を付けさせる。複数選択が可能とした中で一番多い やつを優先的にやって、もう数が少ないチャイムは、要するに希望者が少ないよう なチャイムのところは省けばいい。そういう手続きを踏んで、私は防災無線のチャ イムは変更してほしかったなというふうに思います。ですから、年度途中から防災 無線の変更をされておりますので、この防災無線の見直しアンケートについても、 今後やっていただきたいと。どこかの市がね、市議会がいろいろ言うんだけれども、 首長が強いものだから、市議会が言ったのはね、あまり耳を傾けんで、区長会で話 が出たやつを優先的に聞いて、いまだかつて市議会が寂しい思いをした議場で議会 を開いているところもある。高森町はこんなすばらしい議場で議論ができます。だ からこそ、やはりこの議会の中でみんなが納得するような形で変更していただける ようにお願いをしたい。するなとは言いません。ただ、アンケートの結果に私も従 いますよ、住民が多いほうに。ですから、今回の防災無線の変更については、そう いうふうにできればしていただきたいなというふうに要望させていただく次第でご

ざいます。

あと、学校教育については、今それぞれ担当の方が御答弁をいただきました。非常に私の苦手な分野ですけれども、質問をさせていただきました。教育長、または事務局長、審議員等、専門の方たちがいらっしゃいますから、私のほうも相談をしながら、子どもたち、将来を担う子どもたちのためでありますので、より一層、子どもが輝く学校現場というものをつくっていただくために頑張っていただきたいなと。私みたいな変わり者がおりますので、私が納得することはないと思うので、納得する必要はないんですが、皆さんが喜ぶような教育政策というのを組んでいただけるように要望したいと思います。

総務課長、防災無線ですが、いかがでございましょうか、今言ったこと。

- 〇議長(牛嶋津世志君)総務課長、岩下徹君。
- ○総務課長(岩下 徹君)佐伯議員の御質問にお答えさせていただきます。

アンケート調査をするかどうかというところも含めまして、検討させていただきます。

以上です。

○議長(牛嶋津世志君) ほかに質疑はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(牛嶋津世志君)質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、高森町議会会議規則第39条第1項の規定により、各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(牛嶋津世志君)異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、各常任委員会に付託されました。

日程第27 議案第25号 令和6年度高森町国民健康保険特別会計予算について

○議長(牛嶋津世志君)日程第27、議案第25号、令和6年度高森町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長(津留大輔君)議案第25号で提案いたしました令和6年度高森町国民 健康保険特別会計予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億6,557万9,000円としております。前年度と比較しますと、249万5,000円多い予算総額となっております。

歳入の主なものについて御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

第1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税に1億3,471万8,000円を計上しております。

8ページをお開きください。

第6款県支出金、1項1目保険給付費等交付金については、保険給付に係る普通 交付金と、保険者努力支援分等の特別交付金として8億375万1,000円を計 上しております。

第10款繰入金、1項1目一般会計繰入金を、総額で8,140万7,000円を 計上しております。保険基盤安定繰入金や職員給与費、出産育児一時金等に係る法 定繰入金でございます。

9ページをご覧ください。

同じく、第10款繰入金、2項1目基金繰入金に4,000万円を計上しております。これは現在の保険税率等を維持するために必要な財源として繰り入れるものです。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

12ページをお開きください。

第1款総務費、1項1目一般管理費に国民健康保険事業運営の事務的経費として 1,454万3,000円を計上しております。

続きまして、14、15ページをお開きください。

第2款保険給付費の各項に医療機関等に支払う給付費をそれぞれ計上しております。保険給付費の1項から6項の総額として、7億7,009万6,000円を計上しており、歳出予算総額の約7割を占めております。

15ページから16ページをご覧ください。

第3款国民健康保険事業費の付近につきましては、県に納める医療給付費等の納付金を1項から3項まで計上しています。総額で2億5,253万1,000円で、 昨年度に比べ1,162万円増加しております。

17ページをご覧ください。

第6款保健事業費、2項1目特定健康診査等事業費に1,687万3,000円を 計上しております。主に、住民健診等の委託料や、保健指導用機材の使用料、人間 ドック費用の助成金となっております。

以上、今回提案しております予算の主なものについて、その概要を説明いたしま したが、御審議いただきまして、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を 終わります。 ○議長(牛嶋津世志君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(牛嶋津世志君)質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、高森町議会会議規則第39条第1項の規定により、産業 厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(牛嶋津世志君) 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、産業厚生 常任委員会に付託することに決定しました。

日程第28 議案第26号 令和6年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長(牛嶋津世志君)日程第28、議案第26号、令和6年度高森町後期高齢者医療 特別会計予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、津留大輔君。

〇健康推進課長(津留大輔君)議案第26号で提案いたしました令和6年度高森町後期 高齢者医療特別会計予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,007万7,000円としております。前年度と比較しますと、147万6,000円少ない予算総額となっております。

歳入予算の主なものについて、御説明を申し上げます。

6ページをお開きください。

第1款後期高齢者医療保険料につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合が 試算しました保険料負担金額8,332万1,000円を計上しております。前年度 より688万4,000円の増額となっております。

第3款繰入金、1項1目一般会計繰入金につきましては、事務費負担分と低所得者に係る保険税軽減分の4分の1の町負担分等として、合計4,612万2,000円を計上しております。

7ページをご覧ください。

一番下の第5款諸収入、後期高齢者医療広域連合受託事業収入については、令和6年度より一般会計による受入れとしたことから廃項としております。

続きまして、歳出予算の主なものについて、御説明申し上げます。

8ページをお開きください。

第1款総務費、1項1目一般管理費につきましては、前年度よりも911万5,

000円少ない110万円を計上しております。これは後期高齢者医療広域連合受 託事業に係る人件費等を、令和6年度より一般会計で予算計上したことによる減額 となっております。

同じく8ページ、第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合が試算して保険料負担金及び保険基盤安定負担金の合計額で、1億2,779万円を計上しております。

9ページをご覧ください。

第3款保健事業費につきましては、前年度より574万2,000円少ない25万2,000円を計上しております。これも後期高齢者医療広域連合受託事業に係る健康診査費用を、令和6年度より一般会計で予算計上したことによる減額となっております。

以上、今回提案しております予算の主なものについて、その概要を説明いたしま したが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わり ます。

- **〇議長(牛嶋津世志君)** 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はございませんか。4番、佐藤武文君。
- ○4番(佐藤武文君) 4番、佐藤です。

今ちょっと説明があったんですけれども、例えば健康診査費とかが一般会計で計上ということだったんですが、もうちょっと詳しく、なぜそうなったかというのを説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(牛嶋津世志君)健康推進課長、津留大輔君。
- **〇健康推進課長(津留大輔君)**4番、佐藤議員のただいまの質問にお答えいたします。

今回、令和6年度において、受託事業関連を一般会計に移行した理由としましては、後期高齢特会で受託事業を行った場合に、その役務提供が消費税の対象になってしまうということが判明しております。そのことにつきまして、熊本県後期高齢者医療広域連合のほうからは、市町村において一般会計での予算組みをするようにというような指示事項も来ております。そのため、一般会計で予算を組むことで、消費税法の課税対象外となることがありますので、令和6年分からは一般会計のほうで予算組みをさせていただきました。

以上です。

○議長(牛嶋津世志君) ほかにございませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(牛嶋津世志君)質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、高森町議会会議規則第39条第1項の規定により、産業

厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牛嶋津世志君)異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第29 議案第27号 令和6年度高森町介護保険特別会計予算について

○議長(牛嶋津世志君)日程第29、議案第27号、令和6年度高森町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、津留大輔君。

〇健康推進課長(津留大輔君)議案第27号で提案いたしました令和6年度高森町介護 保険特別会計予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億3,227万7,000円としております。 前年度と比較しますと、689万1,000円少ない予算総額となっております。

歳入予算の主なものについて、御説明申し上げます。

6ページをお開きください。

第1款保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者の保険料を1億3, 075万円計上しております。前年度より5, 9975円減少しておりますが、これは介護保険料の引き下げによるものでございます。

次に、第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目介護給付費負担金として1億6,989万円を計上しております。

同じく、第3款第2項国庫補助金として、調整交付金や介護予防推進のための地域支援事業交付金等の各目を総額で9,902万2,000円計上しております。

7ページをご覧ください。

第4款支払基金交付金を総額で2億5,875万4,000円計上しております。 これは40歳から64歳までの第2号被保険者の介護保険料に係る交付金で、社会 保険診療報酬支払基金から交付されるものです。

第5款県支出金、1項1目介護保険給付金に1億3,543万1,000円を計上 しております。これは介護給付に係る県からの負担金であります。

8ページをお開きください。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金を総額で1億6,878万6,000円計上 しております。介護給付費や地域支援事業費、事務費等に係る法定繰入金でござい ます。

同じく、第6款第2項基金繰入金に、介護給付準備基金からの繰入金4,000

万円を計上しております。これは第1号被保険者の介護保険料引き下げの財源として繰り入れるものです。

続きまして、歳出予算の主なものについて、御説明申し上げます。

10ページをお開きください。

第1款総務費、1項1目一般管理費として、人件費をはじめ、介護事業運営のための一般的な経費として1,858万8,000円を計上しております。

11ページをご覧ください。

同じく、第1款第3項介護認定審査費につきましては、介護認定調査等に係る費用として1,391万7,000円を計上しております。

12、13ページをお開きください。

第2款保険給付費の各項に、各介護サービスの給付費を計上しています。保険給付費の1項から6項の総額として9億4,045万円を計上しており、歳出予算総額の9割を占めております。

次に、13ページから15ページにわたり、第5款地域支援事業費の各項に介護 予防や生活支援、地域包括支援センター関連の事業費として、総額4,225万9, 000円を計上しております。

以上、今回提案しております予算の主なものについて、その概要を説明いたしましたが、御審議の上、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

- ○議長(牛嶋津世志君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。6番、後藤巌君。
- ○6番(後藤 巌君)この議案内容にというわけじゃなくて、この介護保険の条例の一部改正というのを、これは産業厚生常任委員長にちょっとお願いなんですけど、全会一致の条例を先に議決して、そのお金が関わる分をまだ付託するという、分かりますかね。それについて疑義があるということで問い合わせがあった件があったんですよ。元役場職員がおらして、それでもう一度議決は確かに議場で、この議案第15号の高森町介護保険条例の一部改正についてということでいただいたんですけど、これをどうなのかなというのがありまして、これは議会運営委員長の私が悪いといったら悪い話なんですれけれども、一旦それも付託にすることはしなくていいかなという、もうそれはそれで条例はここで議決されたということで、予算について付託にはなりますが、そこで議決をいただいたら、それでOKでいいかという御相談です。それを全員で、ここで問題ないとおっしゃるのであれば、もうそれでこれを付託案件として議決は議決してやるということで、私は構いはしませんけれども、今一つちょっと、あらっと思ったので、ちょっと提案はしました。

議員全員に聞いていただいて、それでOKというのだったら、もうそれはそれで

していただいたらと思います。

- 〇議長(牛嶋津世志君)8番、後藤三治君。
- ○8番(後藤三治君)8番、後藤です。

所管の委員長として、今の質問にお答えしたいと思いますが、先ほど条例の改正 は今後の3年間の現状の改正ということで決定して、それを基に予算が組まれるわ けですから、別問題と考えていただいたほうがいいんじゃないかなと。逆に、その 先ほどの条例が改正されていなければちょっと問題になるんですが、条例を改正し て金額を引き下げたと。それを基に6年度の介護保険の予算が造られたということ で、何ら問題ないと私は思っております。

以上です。

○議長(牛嶋津世志君)今、産業厚生常任委員長の説明にもございましたけれども、問題がないということでございますので、次に進みたいと思います。

他に質疑はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(牛嶋津世志君)質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、高森町議会会議規則第39条第1項の規定により、産業 厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(牛嶋津世志君)異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第30 議案第28号 令和6年度高森町簡易水道事業特別会計予算について

○議長(牛嶋津世志君)日程第30、議案第28号、令和6年度高森町簡易水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長、住吉勝徳君。

○建設課長(住吉勝徳君) 議案第28号で御提案いたしました令和6年度高森町簡易水 道事業特別会計予算について、御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

令和6年度予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,785万6,000円とするものであります。

6ページをお開きください。

歳入予算の主なものについて、御説明申し上げます。

第1款使用料及び手数料につきましては、水道使用料等を9,322万4,000 円を計上しております。 第3款繰入金につきましては、基金繰入金と一般会計繰入金を合わせて3,270万4,000円を計上しております。

第4款財産収入につきましては、基金運用利子として447万4,000円を計上いたしました。

8ページをお開きください。

歳出予算の主なものについて、御説明申し上げます。

第1款水道費、第1目一般管理費につきましては、例年必要となります経常経費を総額で8,091万1,000円を計上しております。

9ページをお開きください。

第2款公債費につきましては、起債の定期償還分として、元金、利子を合わせて 5,047万1,000円を計上しております。

以上、今回提案しております当初予算の主なものについて、その概要を説明いた しましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、提案理由 の説明といたします。

○議長(牛嶋津世志君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(牛嶋津世志君)質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、高森町議会会議規則第39条第1項の規定により、産業 厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(牛嶋津世志君)異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第31 議案第29号 令和6年度高森町農業用水供給事業特別会計予算につい て

○議長(牛嶋津世志君)日程第31、議案第29号、令和6年度高森町農業用水供給事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長、住吉勝徳君。

〇建設課長(住吉勝徳君)議案第29号で御提案いたしました令和6年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について、御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

令和6年度予算につきましては、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ4,032万円としております。

6ページをお開きください。

歳入の主なものについて、御説明申し上げます。

第1款財産収入につきましては、基金運用利子を1,340万8,000円を計上 しております。

第2款繰入金においては、基金繰入金として2,388万3,000円を計上して おります。

次に、7ページをお開きください。

歳出について、御説明を申し上げます。

第1款農業用水費につきましては、例年必要となります経常経費を総額で2,638万3,000円を計上しております。

以上、今回提案しております当初予算の主なものについて、その概要を御説明いたしましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

〇議長(牛嶋津世志君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋津世志君)質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、高森町議会会議規則第39条第1項の規定により、産業 厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牛嶋津世志君) 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第32 議案第30号 令和6年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算に ついて

○議長(牛嶋津世志君)日程第32、議案第30号、令和6年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。政策推進課長、岩下雅広君。

〇政策推進課長(岩下雅広君)議案第30号で御提案いたしました令和6年度高森町鉄 道経営対策事業基金特別会計予算について、御説明いたします。

予算書の1ページ目をお開きください。

第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,000円としております。

続いて、6ページをお開きください。

歳入予算について、御説明いたします。

第1款財産収入につきましては、自治体基金及び民間基金の利息の合計 2,00 0円を計上しております。

続きまして、7ページをお開きください。

歳出予算につきまして、御説明いたします。

第1款第1項第1目鉄道経営対策事業費、24節積立金につきましては、歳入予算と同様に自治体基金及び民間基金の利息合計2,000円を計上しております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

〇議長(牛嶋津世志君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(牛嶋津世志君)質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、高森町議会会議規則第39条第1項の規定により、総務 文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(牛嶋津世志君) 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、総務文教 常任委員会に付託されました。

日程第33 休会の件について

〇議長(牛嶋津世志君)日程第33、休会の件についてを議題といたします。

お諮りします。3月7日、3月8日、3月11日は、休会にしたいと思いますが、 御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(牛嶋津世志君) 異議なしと認めます。したがって、3月7日、3月8日、3月 11日は、休会とすることに決定いたしました。

なお、各委員会が開かれますので、よろしくお願いいたします。

○議長(牛嶋津世志君)以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後4時35分